

議事日程(第4号)

令和2年9月17日 午前9時30分開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 承認第7号 専決処分〔令和2年度国富町一般会計補正予算(第6号)〕について
- 日程第3 認定第1号 令和元年度国富町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第2号 令和元年度国富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第3号 令和元年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第4号 令和元年度国富町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第5号 令和元年度国富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第6号 令和元年度国富町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第7号 令和元年度国富町水道事業会計剰余金の処分及び令和元年度国富町水道事業会計決算の認定について
- 日程第10 議案第33号 令和2年度国富町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第11 議案第34号 令和2年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第12 議案第35号 令和2年度国富町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第13 議案第36号 令和2年度国富町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第14 議案第38号 国富町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第39号 国富町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第40号 国富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第41号 国富町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第18 同意第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めること
について
- 日程第19 同意第5号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めること
について
- 日程第20 同意第6号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めること
について
- 日程第21 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 日程第22 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 日程第23 発議第3号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書
- 日程第24 発議第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対する地方税財源の確保を求める意見書
- 日程第25 議員派遣の件について
- 日程第26 総務厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第27 文教産業常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第28 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第29 議案第42号 財産の取得（令和2年度小学校タブレットパソコン購入）について
- 日程第30 議案第43号 財産の取得（令和2年度中学校タブレットパソコン購入）について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 承認第7号 専決処分〔令和2年度国富町一般会計補正予算（第6号）〕について
- 日程第3 認定第1号 令和元年度国富町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第2号 令和元年度国富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第3号 令和元年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第4号 令和元年度国富町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第5号 令和元年度国富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第6号 令和元年度国富町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第9 認定第7号 令和元年度国富町水道事業会計剰余金の処分及び令和元年度国富町水道事業会計決算の認定について
- 日程第10 議案第33号 令和2年度国富町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第34号 令和2年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第35号 令和2年度国富町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第36号 令和2年度国富町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第38号 国富町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第39号 国富町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第40号 国富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第41号 国富町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 同意第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第19 同意第5号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第20 同意第6号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第21 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 日程第22 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 日程第23 発議第3号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1還元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書
- 日程第24 発議第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対する地方税財源の確保を求める意見書
- 日程第25 議員派遣の件について
- 日程第26 総務厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第27 文教産業常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第28 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第29 議案第42号 財産の取得（令和2年度小学校タブレットパソコン購入）について
- 日程第30 議案第43号 財産の取得（令和2年度中学校タブレットパソコン購入）について

出席議員（12名）

1番 橋詰賀代子君	2番 山内 千秋君
3番 武田 幹夫君	4番 緒方 良美君
5番 飯干 富生君	6番 水元 正満君
7番 津江 一秀君	8番 河野 憲次君
9番 福元 義輝君	10番 近藤 智子君
11番 横山 逸男君	12番 渡辺 静男君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 中島 達晃君 主幹兼議事調査係長 垣内 圭君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中別府尚文君	教育長	豊田 暎光君
総務課長	渡辺 勝広君	企画政策課長	重山 康浩君
財政課長	矢野 一弘君	税務課長	松岡 徳君
町民生活課長	徳原 典子君	福祉課長	福嶋 英人君
保健介護課長	坂本 浩二君	農林振興課長	斉藤 義見君
農地整備課長	武田 二雄君	都市建設課長	吉岡 勝則君
上下水道課長	大南 一男君		
会計管理者兼会計課長			児玉 和弘君
教育総務課長	大矢 雄二君	社会教育課長	佐藤 利明君
学校給食共同調理場所長			佐土原敏郎君
監査委員	山口 孝君		

午前9時28分開議

○議長（渡辺 静男君） おはようございます。初めに中山副町長のお母さまがご逝去とのことであります。心からご冥福をお祈りいたします。欠席届が出ておりますので、ご報告をいたしま

す。

本日は、一般質問からとなっております。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（渡辺 静男君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、質問通告なされておりますので、これを許します。

最初に、緒方良美君の一般質問を許します。緒方良美君。

○議員（4番 緒方 良美君） 皆さん、おはようございます。

傍聴席の皆さん、お忙しい中誠にありがとうございます。

伊勢湾台風並みと心配された大型台風10号は、椎葉で4人の行方不明者の捜索が今日も続いており、早期の発見を望むばかりであります。おかげさまで、我が町内では大きな被害なく通り過ぎまして、安堵しています。ただ今回の台風の影響で、近くのキュウリ農家の方は、定植が2週間遅れ、今度の日曜にやっと植える段取りができたと言っておられました。施設ハウス、露地野菜を問わず、農家には台風襲来は本当に大きなダメージであります。

しかし今後も、地球温暖化による日本近海の海面温度上昇によって、経験のしたことのない大型台風直撃が、近い将来来るのではと心配をしております。

暗い話題の中、昨日発足した菅新内閣には、コロナ対策と経済復興対策、少子化対策をはじめ、日本の明るい未来を託したいと思っております。

それでは、議長よりお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、町道工事計画についてであります。町道稻荷仮屋原線の改良工事計画の詳細をお伺いいたします。

また、工事期間について、一般的に3年以上とか長く計画されておりますので、できるだけ短く、2年以内ぐらいに期間短縮ができないかについてお伺いいたします。

2番目に、コロナ禍の影響についてであります。まず、町内商工業者、飲食業者への影響と対策、また規模縮小や廃業等があれば、その実態をお伺いいたします。

次に、感染症予防対策のため、町職員がマスク着用にて対応されておりますが、職員の顔が見えないとの意見を聞いています。顧客サービスのためにも、この機会に顔写真つきの名札を着用できないかお伺いします。

その次に、コロナ禍で全国的に長期休業を余儀なくされたわけですが、町内児童生徒の授業時数確保に向けた今後の対策について伺います。

3番目として、私の地元にある八代子どもセンターの建設についてであります。旧川上へき地

保育所として建設をされ、長年地域児童生徒の育成に貢献してきたわけですが、老朽化が進んでいます。今後、新築計画はないか伺いいたします。

以上で、壇上での質問を終わります。

○議長（渡辺 静男君） 答弁を求めます。町長。

○町長（中別府尚文君） それでは、緒方議員のご質問にお答えいたします。

まず、町道稻荷仮屋原線の改良工事についてであります。本路線は、町道永田八幡線が開通したことで、交通量が増加し、大型車両も頻繁に通行するようになりました。また、通学路でもあることから、小中学生の通学の安全を確保し、交通の円滑化を図るため、令和元年度は社会資本整備総合交付金事業で、令和2年度からは防災安全交付金事業を導入して改良工事を実施しております。

工事の概要は、路線延長420m、車道幅員5.5m、歩道幅員2.5mとなる計画で、令和元年度に路線測量設計と一部用地測量を完了し、令和2年度は、用地測量と建物等補償調査業務を実施しており、順調に進めば、一部道路改良工事にも着手する計画となっております。総事業費は約1億2,000万円を見込んでおり、現計画では工事完了を令和4年度を予定しております。

次に、町道の工事期間についてであります。道路改良工事の一般的な工程についてですが、1年目に路線測量設計や用地測量、建物等補償調査などの委託業務を実施し、概算事業費の算定や路線線形に基づく用地買収面積、立木、建物等移転補償物件の調査をしております。2年目に用地買収については、買収契約の締結、所有権移転の登記、補償物件については、移転補償契約の締結、立木伐採や建物等移転が完了すれば工事に着手する体制が整うこととなります。これらの業務が順調に進めば、2年目に一部工事に着手しますが、多くの路線では3年目、4年目が本格的な工事期間となっております。

また、近年は国の道路関係予算が毎年のように削減されており、大変厳しい予算配分となっております。本町におきましても、財政状況が厳しい中、事業費、事業の規模、緊急性や地域性など総合的に判断しながら、予算の配分を行っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。今後とも工事の安全性に配慮しながら、早期完成に努めてまいりたいと考えております。

次に、コロナ禍における町内の商工業者、飲食業者への影響と対策についてであります。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、町民の生活に様々な形で影響を与えておりますが、商工業者においても少なからず影響を受けている中で、特に酒類販売業を含むスナック、居酒屋など、飲食業に関係する事業者にとりましては、売り上げや収入が減少するなど、大きな影響を受けております。

そのための緊急経済対策としまして、国においては、持続化給付金や雇用調整助成金、県の小

規模事業者事業継続給付金等支援策が出されておりますが、町独自の支援としては、テイクアウト商品券の発行や飲食サービス業の事業継続支援、店舗等の家賃支援に取り組んでまいりました。

さらに現在、休業要請等に協力をいただいた店舗には、協力金及び支援金の給付手続を行っており、また30%上乗せの応援消費プレミアム付き商品券につきましても、利用を開始しております。

そのほか、緊急対策貸付の融資を受ける事業所の認定申請の受付も随時行っております。今後につきましては、3密解消に向け、新しい生活様式に沿ったリフォーム工事等の対策を講じる商工業者を支援する予定にしています。なお、商工会にも確認をしたところ、経営が厳しい状況の事業者もあるとのことですが、規模縮小や廃業等に至った商工業者等は、現在のところないと聞いております。

次に、顔写真つきの名札着用についてであります。現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全職員マスクの着用を義務づけております。このため、職員の顔が見えず、町民の皆様との応対におきまして、不便を感じておられる方もおられるかもしれません。この名札につきましては、本町のように所属課と名前を大きく表示しているものや、顔写真つきのものなど、その対応は各市町村で様々なようであります。

現在、本町では、町税員証や固定資産評価員証、各種統計評価員証、住宅立入り検査員証などの身分証明書に関し、法令の規定を含め、必要と判断をしているものにつきましては、顔写真つきの対応を行っているところであります。ご質問の顔写真つきの名札につきましては、その必要性も含め検討してみたいと考えております。

次に、八代子どもセンターについてであります。当センターは、閉園になった川上へき地保育所を改築し、平成20年10月1日より、新たに八代子どもセンターとして開所し、今日に至っております。位置的にも八代地区の中心地にあり、八代小、八代中にも隣接していることから、利便性が高く、長きに渡って八代地区の子育て支援や放課後児童クラブ等の活動拠点として活用されています。当センターは、川上へき地保育所時代から通算しますと、築47年を経過し、老朽化も一部目立つようになって参りましたが、当面は利用にも支障をきたしていないようですので、今後とも必要な修繕等を行いながら、延命化を図っていきたいと考えております。

以上お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） 教育長。

○教育長（豊田 暁光君） それでは、授業時数確保に向けた対策についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大により、2か月半も臨時休業を余儀なくされ、その間の授業日の設定や内容取扱いの工夫で幾らかカバーできたものの、それでもかなりの時数が不足すること

になりました。その対応策として、運動会などの行事の精選や見直しを進めたり、文科省が示した学習内容の重点化に基づいて、教育課程を再構築したりして指導の充実を図り、影響を最小限に食い止める努力をしています。

また、校長会で協議して、夏休み期間中の8月後半に6日間の授業日を設けて、一定の授業時数を確保したところです。

今後も厳しい状況が続くことが予想されますが、賢く次の波に備えるため、これまで以上に創意工夫を重ねて、児童生徒の学力保障を含む、生きる力の育成に努めていきたいと思いをします。

以上、お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） 緒方議員、質問を続けてください。

○議員（4番 緒方 良美君） ありがとうございます。最初の問題ですが、この稻荷仮屋原線の改良工事は、私が議員となりまして、平成29年9月の議会で、永田八幡線の延長についてということで一般質問をさせていただきましたが、前向きにご検討いただいて、町長についてはご配慮をいただいたものと信じております。改めて、町長、副町長ほか関係職員にはお礼を申しあげたいと思っております。

そのときの一般質問では、仮屋原橋への延長道路工事をお願いしたわけですが、検討された結果、今回、町道稻荷仮屋原線の改良工事への展開となりましたが、この工事は地元の方々もとても喜んでおられるようです。

さて、当初農免道路として整備され、現在もその他の道路となっている永田八幡線を仮屋原線まで延長する今回の改良工事の後には、主要道路となるようでございますが、このことは重要な意味があると思っております。通学路として歩道が設置され、子供たちの安全も確保できますので、1年でも早く完成すればと思うところであります。

ここでお聞きいたします。町長の答弁とダブるのかもしれませんが、この道路は防災や避難道路、通学道路として考えますが、こういった補助事業を導入したのでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（渡辺 静男君） 吉岡都市建設課長。

○都市建設課長（吉岡 勝則君） 町道稻荷仮屋原線は、令和元年度に社会資本整備総合交付金事業補助率50%として採択をされましたが、平成30年度に通学路総点検を実施しまして、令和元年度に通学路交通安全プログラムの要対策箇所として位置づけられたことから、令和2年度からは社会資本整備総合交付金事業の防災安全交付金補助率55%として採択をされております。なお、給食センター下の交差点は、町道古城線を含めて、改良することから、町道稻荷仮屋原線ほか1路線と名称の変更を行っております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） 緒方議員。

○議員（4番 緒方 良美君） 今、説明がありましたが、防災安全交付金の適用ということで、補助率55%に上乘せができていますということで、担当者の努力に感謝を申しあげたいと思っています。

続いてお聞きしますが、給食センター下の交差点の交通量調査はされていると思いますが、仮屋原地区から右へ曲がる永田方面への通行台数、それから、仮屋原線から直進で来る八幡稻荷地区への通行台数の違いですね。それから永田から左へそのまま行く仮屋原地区への通行台数、そして右へ曲がる八幡稻荷地区への通行台数、これを教えてください。

○議長（渡辺 静男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（吉岡 勝則君） 交通量調査についてであります。交通量調査は、令和元年7月下旬の7時から19時に12時間交通量の調査を行っております。通行車両の合計が1,770台で、仮屋原方面から永田方面への流入、流出車両の合計が1,034台の58.4%、仮屋原方面から稲荷方面への流入、流出車両の合計が548台の31.0%、稲荷方面から永田方面への流入、流出車両の合計が188台の10.6%で、仮屋原方面と永田方面の相互交通量が最も多い結果となっております。

以上、お答えします。

○議長（渡辺 静男君） 緒方議員。

○議員（4番 緒方 良美君） ありがとうございます。私も役場に行くとき、それから本庄の町に上がるとき、よくこの道路を利用しております。今の答弁で、やはり永田方面と仮屋原地区の交通量が八幡地区との交通量より約2倍と、各段に多いということが分かりました。したがって、この永田から仮屋原の路線を先ほど言いました主要道路に大きな道路になるわけですが、これは今の交通量の調査からも妥当であると思っております。

ここで、気になることがありますのでお聞きいたします。この主要道路に対して、八幡からの道路に当然停止線ができるわけですが、近くにフルジョウ橋という小さな橋があります。幅員等の規模はどういうふうになっておりますか、お伺いいたします。

○議長（渡辺 静男君） 吉岡都市建設課長。

○都市建設課長（吉岡 勝則君） すみません、これ字名ではコジョウというそうで、古城橋ということで管理をいたしております。古城橋は延長14m、幅員5.0m、設計荷重が14tのコンクリート桁構造で、平成4年11月に架設をされております。現在の状況ですけれども、5年に1度実施しております近接目視点検では、健全な状態である判定区分1ということになります。

以上お答えします。

○議長（渡辺 静男君） 緒方議員。

○議員（4番 緒方 良美君） 古城橋ということですが、確かに軽自動車同士であれば普通に橋を通過ができると思いますが、普通車と軽自動車はなかなかスピードを落としてどうなのかなというぐらいの幅員の状態だというふうに考えております。

例えば2 t車が八幡から入ってその停止線で止まったら、古城橋にかかってくるので、本線から八幡方面へ行こうとする車がなかなか離合できないというようなことが考えられると思っております。この点について、どういうふうに対処をされるのかをお聞きいたします。

○議長（渡辺 静男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（吉岡 勝則君） 給食センター下の交差点ですけども、これにつきましては、宮崎県警察本部、高岡警察署と交差点の協議を行っております。この古城橋の拡幅計画がないのであれば、離合困難等の注意喚起をする看板などの設置を指導をされておりますので、指導に従いまして、当面は注意看板等を設置し、通行に支障がないよう安全確保に努めてまいりたいと思っております。

以上、お答えします。

○議長（渡辺 静男君） 緒方議員。

○議員（4番 緒方 良美君） 十分な幅員ではありませんので、今後検討が必要かと思っております。厳しい町財政の中でしょうけど、交通安全、特に通学路として、将来は古城橋の改良工事も検討されたほうがいいのかと要望をしたいと思います。

次に伺いますが、この工事の地区の説明会を昨年9月にされているようですが、どのような意見が出たのでしょうか。それから、その意見要望に対して対策があればお願いいたします。

○議長（渡辺 静男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（吉岡 勝則君） 地元説明会は、令和元年9月5日に仮屋原公民館において開催をいたしております。出席者につきましては、仮屋原、八幡、一丁田の区長さんをはじめ27名でありました。

その中で出た意見ですけども、「道路を拡幅することにより、スピードを出して走行する車両が増加するのではないかと心配される意見が多く出ております。その中で、速度制限規制あるいは信号機の設置、横断歩道の設置などいろいろな意見が出ておりますけども、「県の公安委員会、それから宮崎県警の判断によるものでありますので、協議、要望はしておりますけども、早急な規制や設置は難しい」との回答があったところでありました。

また、交差点付近での歩行者の安全確保、歩道と車道をガードレールで分離、防犯灯の増設などの要望がありましたけれども、歩行者の安全を確保するために、可能な限り対策を検討してみたいと思っております。

以上お答えします。

○議長（渡辺 静男君） 緒方議員。

○議員（4番 緒方 良美君） 私も先日仮屋原地区のある方に面談いたしまして、この方は、その説明会に参加されて、そのときの要望はどんなでしたかと私のほうからも聞いてみたわけですが、今答弁されたとおり、「給食センター近くは緩やかなカーブとなりますので、スピードを出して走るのではないか」というような意見が出たと聞いております。

答弁では、県警との打ち合わせによって、速度規制等の対策が難しいとの事ではありますが、再度、何か方法がないか県警等への要望等をしていただいて、もう1度検討いただきたい。そして、また今言われた意見があったそうですが、本線と歩道間のガードレール、この設置の件も含めて、安全対策をお願いしたいなと思っておるところであります。

次に、工事期間の件ですが、つまり測量や土地の買収を除く実質的な工事期間が、町長答弁で本年度から令和4年までということで、計画は3年間に及ぶんじゃないかというようなことであつたと思いますが、地区住民はもちろん、頻繁に道路を利用している町民は、できるだけ短い工事期間を望んでおります。

伺いますが、一般的な道路改良工事の工事期間の問題ですが、補助事業、金額など要件が考えられますが、どのような要件で工事期間が決定されるのでしょうか、お願いいたします。

○議長（渡辺 静男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（吉岡 勝則君） 国の道路関係予算の配分ですけれども、大変厳しい状況が続いておまして、最近では予算要望に当たりまして、対前年度比何%といった枠、シーリングが設けられるようになっております。事業や道路改良路線についての施工期間の条件、それから要求限度額の制限はありませんので、個別の事業あるいは路線ごとの予算配分、施工期間等につきましては、事業計画書を策定します町の裁量に委ねられていると思っております。

また、早急に整備すべきもの、特に重要であるものについては、優先的に予算要望をしておりますが、町民の皆様から寄せられる数多くの要望に応えるためには、緊急性、経済性、施工性、地域性などのバランスを考慮しながら要望していく必要があると考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） 緒方議員。

○議員（4番 緒方 良美君） 工事の予算の規模、それから交通量ほかいろいろと要件があるということではございますが、今後、できるだけ2年以内の工事期間で完了していただきますよう、できるだけの努力をお願いして、町道工事計画についての件を終わりたいと思います。

次に、2番目のコロナ禍の影響についてであります。今年の春3月中旬頃から世界中で新型コロナウイルスが蔓延しはじめ、今まで経験のしたことのない暗い暗い6か月間を経験してきました。今

後もしばらくは医療の進展に期待しながら、自粛と我慢の日を過ごすしかありません。このコロナ禍によって、親戚や友達に会いたいとか旅行に行きたいとか、飲みに行きたいとか、町民の皆さん一人一人が様々な苦悩に直面され、疲れ果てていると思っています。ちなみに私は広島にいる外孫2人に会いたいばかりです。

我が町関係行事としましても、卒業式、入学式、区長会などは、規模縮小開催となり、消防夏季訓練をはじめ、ほぼ全ての行事が中止となり、コロナ自粛は終わりの見えない状況であります。深刻な問題として全国的で仕方のない事ではありますが、将来の商工業者をはじめ、売上げが極端に減少していると思います。町長答弁で、経営の厳しい中に規模縮小、廃業等が、今のところはないということで安心しました。

そこで、お聞きいたしますが、町施設であり賃貸借を締結していますので、交流プラザくにとみ屋が気がかりであります。情報があれば教えてください。

○議長（渡辺 静男君） 重山企画政策課長。

○企画政策課長（重山 康浩君） 交流プラザくにとみ屋の状況についてなんですが、町内の飲食業者と同様、交流プラザくにとみ屋におきましても、大きな影響を受けております。ただ、交流プラザくにとみ屋におきましての宴会は、大人数での宴会ということと、組織的な団体ということで、キャンセル率が高いものと考えております。今は少し落ち着いたということで、予約も徐々に入ってきております。感染者が今後発生しないということが前提になりますけど、通常に戻るには、3か月以上はかかるのではないかとというふうにお聞きしております。

以上お答えします。

○議長（渡辺 静男君） 緒方議員。

○議員（4番 緒方 良美君） 交流プラザくにとみ屋の経営情報の把握は、個人情報保護の関係で難しいとは思いますが、万一の場合、町財政に影響することもあり、常に見守っていかざるを得ないと思っています。今後も事務局のご配慮をお願いしておきます。

次に伺いますが、商工業者から事業継続が困窮しているというような情報が見受けられるのではないですか。

○議長（渡辺 静男君） 企画政策課長。

○企画政策課長（重山 康浩君） 商工業者から、事業継続が困窮しているのではないかとということですが、今でも厳しいということは変わりません。その中で、緊急事態宣言が4月の16日に全都道府県に拡大をしてから解除となる5月14日までの期間が一番影響を受けたとか、事業継続の心配をされた時期ではないかというふう聞いております。それ以降は、町長の答弁にもありましたように、国、県、町で様々な緊急支援を実施しておりますので、商工業者の事業継続につながっているものと考えております。

以上お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） 緒方議員。

○議員（4番 緒方 良美君） やはり経験のしたことのないコロナには、個人事業者単独では立ち向かうことも難しく、行政が緊急支援することによって救っていくべきだろうと思います。

次に伺いますが、商工業者に対する緊急対策貸付の融資について、どのくらいの申請申し込みがありますか。

○議長（渡辺 静男君） 企画政策課長。

○企画政策課長（重山 康浩君） 緊急対策貸付の融資についてでございますが、県の中小企業融資制度の新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付金ということになります。これに、町が3年間の利子補給するものでございますが、町は認定の受付を行っておりまして、最終的には県の信用保証協会が決定することになります。8月末現在で申しあげますけど、116件の受付を行っております。この制度を活用することで、経営の安定化、そういったものにつながっているのではないかというふうに考えております。

以上お答えします。

○議長（渡辺 静男君） 緒方議員。

○議員（4番 緒方 良美君） 貸付金となれば、もちろん安全返済が大変だろうと思いますが、今後の経営に大きく影響するとは思いますが、利子補給での対応とのことで、ぜひ町内全ての業者の方に復活をしていただきたいと考えております。

今まで持続化給付金、テイクアウト商品券発行、先日町が発行していただいたプレミアム商品券、今後Go To Eatキャンペーン、こういったものを計画をされているようであります。今後とも国、県と一体となって、町としても思い切った対策をお願いして、次にまいりたいと思います。

職員の名札の件であります。私も常々思っていました、「町民からの職員のマスク着用で顔が分からない、よそよそしくなったように思える」との意見がありました。目は口ほどにもの言うとは言いますが、知り合いなら目だけで分かります。しかしそうでなかったら、マスクは顔半分を覆い隠してしまいますし、顔が見えない人と話すことになり、心を開くことができません。

ここでお聞きいたしますが、職員のマスク着用の指導をどうしているのかお伺いいたします。

○議長（渡辺 静男君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺 勝広君） 職員のマスク着用につきましてですけれども窓口事務、それから一般事務、また外出時を問わず、全職員に着用するように指導はしています。

以上お答えします。

○議長（渡辺 静男君） 緒方議員。

○議員（4番 緒方 良美君） ありがとうございます。ここ2か月ぐらい、徹底して職員の皆さんがマスク着用しているのを感じております。逆に今言われているソーシャルディスタンスを取りながら、ときどきはマスクを外してもいんではというふうに思うくらいであります。

余談ですが、町内皮膚科医院を受診された方が、待合室にいと、化粧のままマスク着用してかぶれてしまったという女性の患者さんが多くて、産婦人科に来たようだったというふうに言われておりました。そうなる前には、ぜひ時々はこっそりとマスクを外していただいても結構かというふうなことを思っております。

さて、名札の件に戻りますが、もともと以前は胸につけていたものを、いつ頃からか紐をつけた胸の下のほうの名札に変わってきました。お聞きいたしますが、現在の首から下げる名札は、表裏がひっくり返ったり、胸よりも下にあり、見にくいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（渡辺 静男君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺 勝広君） 名札の件ですけれども、職員の名札につきましては、両面使用といたしますか、裏も同じものをつけるように配布をしているところであります。したがって、ひっくり返っても同じものが見えるということになります。現在は、吊り下げ方式が主流になっておりますので、着座中には確認しづらいという状況は出てくるかもしれません。しかし、執務に関してや町民の応対に対しては、支障があるというまでは考えておりません。

以上お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） 緒方議員。

○議員（4番 緒方 良美君） ぜひ、このコロナ禍をポジティブにいい機会として、マスクで顔が見えなくなった町職員と我々町民ができるだけ親しみやすく話せるように、顔写真つきの名札の着用をお願いしたいと思っております。またできれば、大きな名札を左胸に着用するよう検討をお願いして、次にまいりたいと思います。

次に、児童生徒の授業時数の確保に向けた対策の件であります。学校自体が始業式以降に長期休業ということになり、中には素直に喜んだ子供たちもいるでしょうが、耐えられない不安を経験した子供たちが多かったと思います。

先日、ある保護者から、「コロナ自粛中は子供が朝から1日中勉強せんで、2学期が始まったら、今後の半年間も心配だ」と言われていました。ここで、伺います。教育長答弁で、授業時数については一定の確保ができているということではあります。授業時数の確保について、もう少し詳しい説明をお願いいたします。

○議長（渡辺 静男君） 大矢教育総務課長。

○教育総務課長（大矢 雄二君） 今回の臨時休業で不足することとなった時数は、学校、学年により異なるんですが、平均すると合計150時間程度と思われます。その中には年度末の復習

やまとめの時数も含まれております。

その対策としては、臨時休業期間中の3月から5月に9日間の登校日を設けました。また、先ほど教育長答弁であったとおり、夏休みを短縮して8月の後半に6日間を授業として設定しております。それから、週2回程度通常の1コマ45分授業を40分に短縮して午前中の授業を1コマ増やすなどの取組も行っております。さらに、運動会、体育大会を半日開催としまして、密集、密接を避ける工夫を取り入れるとともに、練習時間を削り授業時間としております。今後も、様々な教育活動を見直し、確実な授業実数の確保に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡辺 静男君） 緒方議員。

○議員（4番 緒方 良美君） なかなか、授業時数の確保といいましても、具体的には説明が難しいような感じを受けましたが、45分授業を40分授業に短縮して確保しておるというふうな計画がされておるようですが、今後とも、不足している時数確保には、努めていただきたいと思っております。

コロナ禍で、次に高校受験を迎えた中学3年生が心配であります。何か対策はあるのでしょうか、よろしく願いいたします。

○議長（渡辺 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大矢 雄二君） 県の教育委員会が、今月10日に長期の臨時休業が続いたことを考慮し、授業の進捗状況に合わせて検討するとしておりました、本年度県立高校入試の出題範囲について、今月下旬をめどに示す考えは明らかにしております。

現在、受験までに5教科の授業が終わるよう教育課程を組み直して授業の進み具合を調整しているところであります。各学校に調査を行ったところ、十分に試験範囲を終了する予定であるとの回答を得ています。

教育委員会としましても、国富町の中学3年生が自信を持って受験に臨めるよう、全力で学びの保障に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡辺 静男君） 緒方議員。

○議員（4番 緒方 良美君） 特に、3年生の担当の先生方は、本来の授業に加えて、また全ての先生にもいえるわけですが、コロナ感染対象の対策に本当に大変だというふうに思っております。

先ほど申しましたように、後半の授業時数の確保、これには、先生方に頑張ってくださいかかないと思っておりますが、ご指導、激励のほどをお願いをして、次にいきたいと思っております。

この件に関連して、子供たちの授業が快適に受けられるための空調設備工事の件をお聞きいた

します。

今年は、気象庁統計で、8月の平均気温が戦後最も高いという記録的な暑さになったとの新聞記事を見ました。暑い夏に子供たちが勉強に集中できるよう、町内全小中学校の空調設備、これについては、完了をしておりますか、お聞きいたします。

○議長（渡辺 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大矢 雄二君） ご存じのとおり、昨年度国の補助制度によりまして、普通教室、それから特別教室合わせて82基を設置しております。その後学校に要望調査を行いまして、今回の専決処分によりまして、町内の小中学校で必要とされる教室全てに設置を完了したところ
です。

以上お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） 緒方議員。

○議員（4番 緒方 良美君） 子供たちがこの夏の暑さの中に涼しい環境で勉強できるようになって、本当にうれしい限りであります。今、説明もありましたが、学校保健特別対策事業、これで少人数教室に空調設備の追加をしたという説明がございましたが、少人数学級、これについてはどういった学級のことでしょうか。それから、設置された箇所についてはどちらでしょうか、お願いいたします。

○議長（渡辺 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大矢 雄二君） 少人数教室は、少人数教育で使用する教室ですが、少人数教育とは、授業の際に生徒一人一人の実態を把握しやすくするためにクラス分けをしたり、また習熟度別にクラス分けて編成したりすることで、児童生徒の学習の効率を上げようとする授業方法であります。今回設置したのは、木脇小学校に1基、木脇中学校に1基、それと本庄中学校に2基の計4基でございます。

以上です。

○議長（渡辺 静男君） 緒方議員。

○議員（4番 緒方 良美君） 次にお伺いしますが、小中学校におけるコロナ感染症予防対策、これはどう指導しておられますか、お願いします。

○議長（渡辺 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大矢 雄二君） 検温、マスク、手指の消毒など、学校の新しい生活様式の指導を徹底するとともに、家庭と連携した検温また健康観察も継続して行っております。

また、暑い中、エアコンを使用しておりますが、エアコン使用時においても十分な換気を行っているところです。

それから、今回国の学校保健特別対策事業によりまして、保健衛生に係る消毒液、除菌シート、

使い捨て手袋などを準備しております。さらに、感染症対策強化を目的とした国と県の制度によりまして、先生たちが授業に専念できるよう、スクールサポートスタッフを配置したところです。以上です。

○議長（渡辺 静男君） 緒方議員。

○議員（4番 緒方 良美君） 新しい生活様式ということでございますが、こういったマニュアルができているんだろうというふうに想像いたします。これに沿って、指導されているようで、今後ともきめ細かいご指導をよろしくお願いいたします。

この件の最後に聞きますが、本年は特に保護者や祖父母の方々から、子供たちの学習遅れについて心配されています。家庭の連絡対応はどのように行っているんですか、よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大矢 雄二君） 家庭の連絡方法につきましては、学校だよりなどで連絡をしております。そのほか、コロナ関連については、連絡が必要な場合は、その都度文書などで連絡を行っているところであります。保護者の不安を払拭するために、さらに連絡が行き届くよう、努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡辺 静男君） 緒方議員。

○議員（4番 緒方 良美君） 子供たちが、不安に思っているわけですが、かたわらで見ている保護者は、学校にお任せするしかないというような不安があります。その都度保護者への情報発信と、場合によっては密にならない形で、保護者会等にて対応をしていただきたいなど思っているところであります。

今回、通告をしておりませんので、意見だけ申しあげますが、コロナ禍で家庭内自粛を続けた結果、子供たちの学力低下はもちろん、体力が低下し、転びやすくなったとか、体重が増えたりスマホの時間が増えたり、視力低下まで起きているとの情報も聞いております。もちろんこの件は十分承知されているとは思いますが、今後開催される小学校の運動会練習や、日頃のエクササイズ指導、またクラブ活動などを利用して、体力増強や健康維持対策も気配りをするべきではないかと思っております。よろしくお願いいたします。

最後に、子どもセンターの建設についてに移りたいと思います。この件に関して、このセンターを利用している、隣にある八代小学校の沿革、歴史を調べてみました。八代小学校は、明治22年に、今の八代中学校の場所に設立をされたそうです。昭和24年に現在地に移転され、その2年後26年には、北俣小学校、深年小学校が分かれて設立され、3校体制となっております。その後、平成21年に再統合されて現在に至るわけですが、八代小学校創立の明治22年から計算してみますと、創立132年ぐらいになるようでありまして、明治時代からの伝統を受け継ぎ、

3つの学校を再統合した貴重な経験を持ち、現在136名の児童数をしても町内でなんら遜色のない学校であります。その子供たちが利用している八代子どもセンターの建築について、お伺いいたします。

まず、お聞きいたしますが、児童館と子どもセンターの基本的な違いを教えてください。お願いします。

○議長（渡辺 静男君） 福嶋福祉課長。

○福祉課長（福嶋 英人君） 児童館と子どもセンターの異なる点ですが、まず開館時間が児童館は10時から18時まで、子どもセンターは9時から18時までで、1時間異なっております。また、小型児童館の建物の広さは217.6m²以上と規定されております。子どもセンターは185m²のため、名称こそ児童館ではございませんが、開館時間以外の使用形態等は児童館、子どもセンターともに同じであります。

以上お答えします。

○議長（渡辺 静男君） 緒方議員。

○議員（4番 緒方 良美君） お聞きしますと、開館時間と建物面積、この違いというふうに感じました。

次にお伺いしますが、児童館と子どもセンターの利用申し込み条件があると思いますが、これを教えてください。

○議長（渡辺 静男君） 福嶋福祉課長。

○福祉課長（福嶋 英人君） 利用申し込みの条件等について申しあげます。児童館、子どもセンターともに児童クラブ、子育て支援、一般利用の3つの利用方法がございます。

まず、児童クラブです。小学校1年生から6年生の登録者のみが利用可能です。放課後の時間帯に養育に欠けることが要件ですので、入会申込書と保護者の就労証明の提出が必要となります。定員は各館40名となっております。

次に、子育て支援です。ゼロ歳から就学前の乳幼児及びその親ならば、どなたでも利用可能で、子育ての悩みや情報交換、楽しい親子の時間を過ごす場として利用されております。事前登録や申し込みの必要はございませんが、例えば運動会ですとか遠足等の大きな行事の際には、事前に申し込みを必要としております。

最後に、一般利用ですが、これは18歳以下の児童生徒が利用可能です。これは、放課後一旦帰宅後に利用していただくということが条件となっております、こちらも事前の登録や申し込みは不要となっております。

以上お答えします。

○議長（渡辺 静男君） 緒方議員。

○議員（4番 緒方 良美君） 利用条件については、3つの受入れ態勢ができるということなことで、全く同じということだと感じております。子育て支援の乳幼児の利用については、私の孫が帰省したときに利用させていただいて、これは記憶がありますが、一般利用というのは、今、説明でありましたが、18歳までの利用が可能であるということについては、今回改めて知りました。

例えば、地元本庄高校生が乳幼児や子供たちと同じ時間帯に児童館等を利用すれば、一緒に遊んでくれたり面倒を見てくれたりして、これは児童館の利用促進にもつながったり、高校生の町内就職推進、これにもなるのではないかとこのように思っております。ぜひ、一般利用の改善を行うなどして、高校生と子供たちの交流の場としても、そういった対策をお願いをしておきたいと思っております。

次に、3児童館と子どもセンターの年間利用人数を教えてください。

○議長（渡辺 静男君） 福祉課長。

○福祉課長（福嶋 英人君） 3児童館、子どもセンターの令和元年度の年間延べ利用人数実績を申し上げます。

まず、中央児童館です。児童クラブが7,087名、子育て支援が親子で736名、一般利用が479名です。森永児童館です。児童クラブが5,666名、子育て支援が親子で1,316名、一般利用が2,157名。次に、木脇児童館です。児童クラブが7,536名、子育て支援が親子で1,156名、一般利用が407名でございます。最後に子どもセンターです。児童クラブが8,735名、子育て支援が親子で414名、一般利用が71名となっております。以上合計で児童クラブが2万9,024名、子育て支援が親子で3,622名、一般利用が3,114名となっております。

以上お答えします。

○議長（渡辺 静男君） 緒方議員。

○議員（4番 緒方 良美君） 数字を並べていただきましたが、八代子どもセンターの児童クラブの利用ということで8,735人というような報告がございましたが、町内で一番多いという結果であります。しかし一方で、子育て支援等が一般利用も含めまして、この2つの利用が少ないようでございますが、やはり建物が古いからではないかと思っております。

次に、3児童館それぞれの新築年と建設費用を教えてください。

○議長（渡辺 静男君） 福祉課長。

○福祉課長（福嶋 英人君） 児童館の新築時期と建設費用についてお答えします。

まず、中央児童館が平成13年4月建築で9,869万7,000円でございます。次に、森永児童館が平成23年3月建築で、用地代1,197万8,000円を含みまして1億1,252万

2,000円、次に木脇児童館が平成17年3月建築で用地代3,686万3,000円を含みまして1億4,555万4,000円となっております。

以上お答えします。

○議長（渡辺 静男君） 緒方議員。

○議員（4番 緒方 良美君） 今の報告によりますと、建物自体の建設費、これについては、おおよそ1億円ぐらいというふうな建設費がかかるようであります。参考のために聞きますが、この旧川上へき地保育所として建設された子どもセンターですが、この年度そして改築工事が何回かされておると思いますが、その内容、金額について教えてください。

○議長（渡辺 静男君） 福祉課長。

○福祉課長（福嶋 英人君） 旧川上へき地保育所は、昭和47年に新築工事を行い、当時の工事費用が589万円で建築をされております。次に、2回ほど大規模改修があつておまして、平成20年度に子育て支援ひろば建物改修工事として985万7,000円、次に平成22年度に子どもセンター改修工事として192万1,500円を実施しております。特に、この20年度の改修工事は、金額は大きいのですが、この年10月に子どもセンターとしての開所を見越しているもので、内部、外部の壁や床、トイレ等特に大規模な改修を行ったということになっております。

以上お答えします。

○議長（渡辺 静男君） 緒方議員。

○議員（4番 緒方 良美君） 大規模改修といいましたが、それでも全部足してもそんなに金額が上っていないなというふうに思います。新築の年が昭和47年ということで、47年ちょうど経過をしておるようです。傷みが激しいのも無理はありません。他の3児童館を拝見した後で、八代子どもセンターを見てみますと、余りにもみすぼらしいと感じました。天井が波打つておまして、歴代館長が補修したのでしょうか、下からネジで補強をされております。子供たちの遊べる部屋は1部屋しかなく、たくさんの児童クラブの子供たちが、間違いなく新型コロナの密の状態であります。窓ガラスは割れるのを防ぐために、昨年透明補強シートが張られたようです。

先日、センターに訪問した際に、その日の朝に、ある子供が窓ガラスにぶつかって割れたのを見ました。補強シートのおかげでけがはしなかったとのことで安心した次第です。

最後にお聞きしますが、児童館と同規模で新築するとしたら、どのような補助事業がありそうですか。

○議長（渡辺 静男君） 福祉課長。

○福祉課長（福嶋 英人君） 児童館を新築する場合の補助事業ですが、調べたところ、厚労省の児童福祉施設等の新築、修理、改造等の経費の一部を助成する次世代育成支援対策施設整備交

付金が該当になるようです。補助率は3分の1ということになっておりました。

以上お答えします。

○議長（渡辺 静男君） 緒方議員。

○議員（4番 緒方 良美君） 国の補助金、これが3分の1しかないというような答弁でございしますが、町の財政に本当に厳しいというふうには感じております。昨日の一般質問でもありましたが、コロナ対策の臨時交付金、この検討がされましたが、この八代子どもセンター新築も、ぜひそういった交付金が該当になれば、そういったことで、検討をお願いしたいなというふうに思っております。

先ほど言いましたように、132年の伝統ある八代小学校が利用する施設でありまして、町内一多くの児童クラブの登録をしている子供たちが利用しております。町長の地元でもある今後の八代地区の少子化対策のために、また今利用している子供たちのコロナ密対策、生命安全を守るためにも、修理補修ではなく、ぜひ早いうちに他の児童館と同等の新築をされるよう重ねて要望したいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡辺 静男君） これにて、緒方良美君の一般質問を終結します。

.....

○議長（渡辺 静男君） ここで、暫時休憩します。次の開会を10時55分といたします。

午前10時40分休憩

.....

午前10時54分再開

○議長（渡辺 静男君） 休憩を閉じ、再開いたします。

次に、橋詰賀代子君の一般質問を許します。橋詰賀代子君。

○議員（1番 橋詰賀代子君） おはようございます。幸福実現党の橋詰賀代子です。本日も傍聴席に連日お越しいただきました皆様、本当にありがとうございます。はじめに、中山副町長のお母さまのご逝去に当たりまして、心からのお悔やみを申しあげたいと思います。

また、今議会におきましては、新型コロナ対策、大型台風10号の接近に伴う準備等で議会の日程変更などいろいろとご足労いただきましたことを感謝申し上げます。

今回、議会の一般質問でコロナ対策また関連の質問が多く出ていました。今後まだ、コロナ対策が必要であろうかと思いますが、その中で、先ほど緒方議員のほうからもマスクのことちょっとお話がありましたが、マスク着用の弊害というものも出ているようなので、何かなと思って見ましたところ、保育園、幼稚園等で日中、園でほとんど過ごす乳幼児に、言葉の遅れや食べ物をかまわずに飲み込む子が多くなってきたなど、保育者がマスクをすることによって、人の顔を見て

模倣する乳幼児期において、異常が見られるようになったということでした。

厚生労働省は、ホームページで8月25日に、5歳以下の子供には、マスクは推奨していない、WHOもそのように公表しているとのことを載せておりましたが、マスク着用による低酸素脳症また窒息事故など考えられるので、注意や何らかの広報が必要ではないかと思われます。

テレビの過熱な報道によるマスク警察の出現など、小さな子供においても「マスクしていない」と注意されたり、白い目で見られる、そういう事が起こっております。また、5歳以下の子供には、マスクを推奨していないということを広く知られるように、広報等で一度お知らせいただけるとよいのではないかと思います。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問に入ります。

今回は、地域において以前からあった要望、質問を一般質問させていただきます。1問目は、本庄高台にある旧道の一方通行緩和についてです。本庄高台に旧道がありますが、今回は稲荷神社前のカラー舗装されている区間、ここが以前から商店街の方また付近の住民の方から、日中の一方通行緩和の要望がありましたので、規制緩和ができないか伺いいたします。

2問目は、地域猫対策についてです。昨夜、ちょうどネットニュースで流れていたのですが、今コロナ禍で在宅ワークや家で過ごすことが多くなった中、ペットを飼う方がふえる一方であるということです。また、世話ができずに保護される猫もいるということで、ペットを飼い続けることもできなくなる人も急増しているということを言われていました。

保護施設では、保護猫の数が急増しており、捨てられた猫が親となり出産して、この繰り返りで増えていく傾向にあると言っておりました。本町でも最近、「地域に猫が多くなってきた、何とかならないか」の声が多くなってきております。そこで、全国的に問題となっている猫の問題ですが、本町における地域猫の現状及び今後の対応について伺いいたします。

以上、檀上からの説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺 静男君） 答弁を求めます。町長。

○町長（中別府尚文君） それでは、橋詰議員のご質問にお答えいたします。

まず、旧道の通行緩和についてであります。カラー舗装されている町道宮王丸十日町東線は、朝7時から夕方6時までが一方通行であり、その規制の経緯について高岡警察署に確認しましたところ、「昭和46年から一方通行となっており、50年が経過している。当時の経緯については不明だが、通学路だけの理由ではなく、地元住民の意向も反映されたのではないか」とのことでした。

また、1日の中で、複数の一方通行の規制時間帯を設けることについては、県内での実施実績はなく、難しいということでありました。したがって、ご質問の時間帯の見直しにつきましては、町道の幅員が狭いことに加え、通学路ということもありますので、慎重な対応が必要と考

えております。

次に、本町における地域猫の状況及び今後の対応についてであります。本町でも飼い主のいない猫、いわゆる野良猫であります。これに関する問題については、ふん尿被害等に対する苦情や無責任やえさやりによる繁殖など、生活環境の悪化による相談が増えています。

県では、地域の野良猫の問題を解決し、人と動物が共生できる社会を実現していくために、平成30年2月から、県動物愛護センターにて野良猫の不妊、去勢手術を実施しております。このように、手術が施された猫を元の地域へ戻し、その地域で管理される猫を地域猫といっております。国富町では、県の要領が改正され、令和元年10月から申請の受付ができるようになりました。

この地域猫対策は、地域住民の理解と協力の下、野良猫に不妊、去勢手術を施し、その後適正に管理しながら地域で共生していくというものです。申請については、地区の区長または班長による申請となり、町民生活課で受付、動物愛護センターに提出しています。手術の費用は無料となります。本町は、令和元年10月から現在までに13地区の申請があり、不妊、去勢手術は65匹行っております。

また、今後の対応としましては、飼い主のいない猫の問題を地域の問題として捉え、そこで生活する住民、関係者の合意と協力の下に、よりよい取組が実現できるよう町広報紙やチラシ等にて周知し、地域住民、県動物愛護センター、町とで連携を図りながら、地域猫活動を進めてまいりたいと考えております。

以上お答えいたします。

○議長（渡辺 静男君） 橋詰議員、質問を続けてください。

○議員（1番 橋詰賀代子君） それでは、1問目の旧道の交通緩和についてですが、先ほど町長からの答弁のように、現在のカラー舗装されている部分、朝7時から夕方18時までが本庄小学校角の交差点から山下病院のほうへ向かう一方通行となっております。

商店街の方とか、また地域の方の声なんですけれども、一番に子供の通学路でもあるので、子供の安全を第一に考えないといけないと、皆さん口をそろえて言われます。その上で、現状が朝の通学時間は7時、8時頃、また午後の下校の時間、子供の下校の時間3時、4時から5時の間、この間だけ子供が行き来するぐらいで、「日中ほとんど人は歩いていないよ」ということを言われます。

また、現在一方通行であるのですが、逆走する車が非常に多く見られるということで、一方通行と知っていて通る方、また知らないで通る方、どちらもいるのではないかとと言われていました。ちなみに聞いた方の中に、「知っているけど左右をよく確認して、車も人も通っていないのでちょっと通るんだよ」って、確認をして通りますという方もいらっしゃいました。また、一方通行

ということで、大型車が車を道の真ん中で止めて、後ろから車が通行できないという声もお聞きしております。

先ほど町長の答弁の中でも、昭和46年からもう50年間近くにわたる一方通行の規制ということなんですが、その当時は住民の方の要望等もあったというふうなこともあったんですけども、そしてまた学校通学路ということもあるということなんですが。

難しいとは思いますが、この子供の通学時間を除いた、先ほど言いました午前の7時8時、そして午後の3時から4時からか5時の間、この間だけ一方通行にして、あと規制を緩和できないか解除できないかということなんですが、ちょっともう一度お聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（渡辺 静男君） 総務課長。

○総務課長（渡辺 勝広君） 町長の答弁にもございましたけれども、1日の中で複数の時間帯に一方通行の規制がかかるということにつきましては、運転者から見るとかえって危ない状況がございますので、交通安全上考えますと、厳しいものがあるというふうに考えております。

以上お答えします。

○議長（渡辺 静男君） 橋詰議員。

○議員（1番 橋詰賀代子君） 安全上、複数の時間帯にそういった規制を出すのは難しいということなんですが、また県内の実績等がないという町長の答弁もあったんですけども、県外で多分あるんじゃないかなと思うんです。この時間帯だけ一方通行って。その辺は調べてられないでしょうか、お聞きします。

○議長（渡辺 静男君） 総務課長。

○総務課長（渡辺 勝広君） 県内の状況だけ確認いたしております。県外の状況については確認いたしておりません。申し訳ありません。

○議長（渡辺 静男君） 橋詰議員。

○議員（1番 橋詰賀代子君） 県外でたしかあったと思うんですけども、今一方通行になっていて、そこから解除するというのと、また逆に両面通行ができたのを一方通行にするというのは、また問題が違ってやりやすさというのも違うのではないかなと思うんですけども。

どう見ても先ほどもちょっと言いましたが、日中の時間帯、車もそんなに通らないというか人の通らない時間帯で、また地域の方とか、そのあたりに商店とかまた病院とかあって、そういった行き来の車が流動的に行ったり来たりするんですけども、そういった車の利便性を考えると、日中の間はやはり緩和されて、一方通行解除になるといいなと思うんですけども、こういった交通規制の解除等の問題を解決するにはどうか、どういった手順を踏んだらいいのか教えてください。

○議長（渡辺 静男君） 総務課長。

○総務課長（渡辺 勝広君） 一方通行解除の手順ですが、地域の要望がまず一番だろうとは思いますが、それに安全性、今カラー舗装になっていますので、見た目は幅員相当大きく見えるんですけども、側溝の上にもカラー舗装がされている状況ですので、幅員自体は狭く、離合が厳しいというところは確かにございます。申請するとなると地元の強い要望に加え、安全性、通学路、総合的に考える必要があると思います。そのことも含め、検討は公安委員会のほうでされることになるかと考えております。

以上お答えします。

○議長（渡辺 静男君） 橋詰議員。

○議員（1番 橋詰賀代子君） ありがとうございます。地域の強い要望があれば、公安委員会等で、また検討はしていただけるということなので、もう少しこのあたりを一方通行なんですけれども通っている車のほうが多いということを見ると、やはりここをなくしたほうがいいんじゃないかと思っておりますので、また地域の方と話し合っ、いろいろそういった公安委員会に上げるなどのまた手順を踏んでいきたいなと思っております。

こういったすぐすぐに解除とかは無理ということなんです、今の現状を、先ほども言いましたように、一方通行を無視して通る車が非常に多いということで、社協の前にあるような大きな一方通行ですよという看板、これを設置できないかというのを伺いたいたんですけども、本道の道から旧道に入ったところには一方通行の看板がこう出ているので、もちろん書いてあるので見やすいんですけども、最初はここが見にくいのかなと思ったんですけど、通ってみてもぱっと分かると思ったんです。そこでよくよく考えてみると、大きな施設、交流プラザくにとみ屋、山下病院、山下病院は前のほうに止めた車です。この車が出るときに、一方通行が分からない人、知らない人がどうか、逆に行くのではないかなと考えたんですが、こういった施設前、そこに、ぱっと見一方通行どっちですよと分かるような物もないので、こういった看板の設置はできないでしょうか。

○議長（渡辺 静男君） 総務課長。

○総務課長（渡辺 勝広君） 確かに社協の前には社協独自で作っている表示板があります。通常のよりか大きいものですけども、社協の場合はお年寄り、高齢者の方が社協に来所されて、そこから帰るときに東側のほうに右折するといいますか、そういう形で通られる方が多いということで、設置したとお聞きしているところでございます。

ただ今県道と旧道の隣接する間にある町道につきましては、突き当りのところに一方通行の表示はなされております。この表示につきましても規格というのが決められておりますので、大きいのをそれ以外のところにつけるとなると、個別に公安委員会がつけるものじゃないものをつけ

るという形になるかと思えますけれども、複数のところにそういう表示が出てくると、それに目を行ってしまったためにわき見運転で接触するということが想定できますので、慎重に考えたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺 静男君） 橋詰議員。

○議員（1番 橋詰賀代子君） ありがとうございます。先ほど課長から言われたように、やたらめったらとか、いろんなところに置くとそこに目を取られてちょっと危ないということもあるということだったんですけれども、くにとみ屋という大きな施設もあって、今後いろんな方が日中も利用されるということが、多くなると思います。やはりここは分かりにくいと思うので、一度また、あのあたり行ってみられて、どれぐらいの方が一方通行逆走しているとか、ちょっと役場のほうでも見られたらいいんじゃないかと思えます。結構多くて困るという地域の方から言われていますので、それをまた見られた上で、その対策看板等を立てていただけるとありがたいなと思えます。

今、カラー舗装された道のことを言いましたが、そこから下に下りる旧道から下本庄に抜ける道、新しく車が通れるようになったりとか、ほかにも新しい抜け道が町内各地でいろんなところできているのではないかと思います。そしてまた、新しいお店ができたりとか、その逆にお店がなくなってしまったりとか、生活活動の流れが流動していく中、こういった今までの交通規制の解除、また新たに交通規制をすることなど出てくることと思います。そのあたりのチェックや改善を気にかけていただき、対応していただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

それでは次に、地域猫対策に移ります。先ほど町長答弁のほうで、地域猫に関して、ふん尿被害など生活環境の悪化による相談が増えているということでしたが、野良猫に対してどのような苦情が寄せられているのか、何件ほど苦情が寄せられているのか、分かりましたらお願いいたします。

○議長（渡辺 静男君） 徳原町民生活課長。

○町民生活課長（徳原 典子君） 昨年の10月から申請の受付が始まり、これまで17件の相談があり、13地区の申請が提出されました。このうち、4月からは7件の相談があり、4件提出されています。電話での問い合わせは1日二、三件はあるようです。苦情の内容につきましては、町長も申しましたが、ふん尿被害や野良猫が多い、敷地内で子猫を生んだ、車両に傷をつけた、病気がうつると心配だといったような相談がありました。

以上です。

○議長（渡辺 静男君） 橋詰議員。

○議員（1番 橋詰賀代子君） ありがとうございます。聞いて結構びっくりしたんですけど、

1日二、三件とまた増えているということで、全国的にも問題とかなっているのですが、先ほども壇上で言いましたように、コロナ禍においてかわいいということで飼って、また育てられなくなったりとか、その今まで飼っていた猫もコロナ禍において生活に困って、捨てるとか増えてきているんじゃないかと思いますが、本町において、こういった野良猫が多い理由は何だと思われますか、お伺いします。

○議長（渡辺 静男君） 町民生活課長。

○町民生活課長（徳原 典子君） 野良猫の増える原因としては、未避妊、未去勢のまま捨てられた猫や放し飼いによる外に出た猫が自然交配により数が増えてしまうことが考えられます。無責任なえさのやり方は、猫が同じ場所に集まりやすいため、自然交配できる機会を与えてしまうことも原因の1つとなっております。

以上です。

○議長（渡辺 静男君） 橋詰議員。

○議員（1番 橋詰賀代子君） そういった本町における理由というのが上ってきておりますが、こういったことを踏まえて、役場側、行政が取り組んでいることを本町としての取組というのをお聞きしたいんですが、一度、大分前に回覧版等でチラシが回ってきたと思うんですけども、行政が取り組んでいることは何かお聞きいたします。お願いします。

○議長（渡辺 静男君） 町民生活課長。

○町民生活課長（徳原 典子君） 宮崎県が平成30年2月から動物愛護センターで地域猫活動の一環として、不妊、去勢手術を実施しておりますが、国富町では、令和元年10月1日から、この申請を受け付けることができるようになりました。

この申請は、区長、班長からの申し出、申請の届けとなり、5種類の書類を提出する必要があります。

以上です。

○議長（渡辺 静男君） 橋詰議員。

○議員（1番 橋詰賀代子君） 今、地域猫対策事業という言葉が出てきましたが、その前にちょっとお聞きしたいことがあるんですが、昔よく殺傷処分とかこういった野良猫とか犬とか捕まえて、保健所に持って行って殺されてしまうとかいうのがありましたが、こういったことは現状はどうなっていますでしょうか、分かりましたら教えてください。

○議長（渡辺 静男君） 町民生活課長。

○町民生活課長（徳原 典子君） 現在も殺処分はされているんですけども、数が大分減っております。平成21年度では、2,079匹でしたが、令和元年度は216匹となっており、10年間で10分の1に減少しております。この要因としまして、猫の譲渡数の増加や猫の引き

取り数の減少によるものです。譲渡数の増加については、毎週日曜日に開催される愛護センターでの譲渡会やインターネット「宮崎ドッグ愛ランド」による飼い主募集といった活動によるものと思われます。引き取り数の減少については、平成25年に動物の愛護及び管理に関する法律の改正により、終生飼養、これは一度飼育を始めた猫を生涯飼い続けるのは、飼い主の責任であるという事項が追加され、愛護センターでの引き取りを拒否できるようになったためです。

以上です。

○議長（渡辺 静男君） 橋詰議員。

○議員（1番 橋詰賀代子君） ありがとうございます。こういった命を落としてしまったか殺されてしまう猫は10分の1、昔からすると10分の1に減ってきたということで、今、全国的にテレビのCMとかでもにゃんぱく宣言とかいって、テレビCM、ラジオCMとかでインパクトのあるCMとか流れて、皆さんが意識を向け出したのではないかと思います。

先ほど言いましたように、このコロナ禍で、またそれを超えるというか、捨てる方もどんどん増えてきたということなんですが、地域猫対策事業という言葉が出てまいりましたが、この地域猫対策事業について詳しく教えてください。

○議長（渡辺 静男君） 町民生活課長。

○町民生活課長（徳原 典子君） 地域猫対策事業とは、野良猫に不妊、去勢手術を施し、地域住民の理解と協力の下、地域で猫を適正に管理しながら、人と猫が共生していく取組をすることです。

また、この事業により、猫は子猫を産めなくなるため、将来的に野良猫数は減少していくことが予想されます。

以上です。

○議長（渡辺 静男君） 橋詰議員。

○議員（1番 橋詰賀代子君） ありがとうございます。こういった地域猫対策事業というのがあるということで、去勢をするということなんですが、この事業に至るに申請方法、申請があるというのを聞いたんですけど、そういった申請方法のことをちょっと詳しく教えてください。

○議長（渡辺 静男君） 町民生活課長。

○町民生活課長（徳原 典子君） 先ほども5種類の書類を提出する必要があると申ししたんですが、その5種類の書類は、まず地域猫活動実施地域指定申請書を区長、班長からの申請となり提出していただきます。

あと、飼い猫と区別するために、猫の毛色、性別、体格、その他の特徴を記入する地域猫リスト、誓約書が2種類と、ゼンリン地図で猫の活動範囲を示す活動地域図というものを提出していただきます。

以上です。

○議長（渡辺 静男君） 橋詰議員。

○議員（1番 橋詰賀代子君） ありがとうございます。簡単に申請があると聞いたのですが、詳しく聞いて、これ誰がするんだろうかと、ちょっと大変だなというイメージを受けたんですけども、またこういった手続や手術にかかる費用というのはどういうふうになっておりますか、教えてください。

○議長（渡辺 静男君） 町民生活課長。

○町民生活課長（徳原 典子君） 愛護センターでの手術は無料となっております。

以上です。

○議長（渡辺 静男君） 橋詰議員。

○議員（1番 橋詰賀代子君） ありがとうございます。こういった申し込み申請を出して連れていくと、手術が無料になるということなんですけれども、連れて行けない人もいるんじゃないかとは思いますが、愛護センターまで連れて行けない、または取りに行けないときはどうするのか、また、愛護センターに連れて行く手順というのもありましたら教えてください。

○議長（渡辺 静男君） 町民生活課長。

○町民生活課長（徳原 典子君） 愛護センターに連れて行く手順としましては、まず先ほどの申請書を提出後に、愛護センターによる現地確認及び聞き取り調査が行われます。その後、愛護センターによる許可が出た後に手術日の調整を行います。地域住民による捕獲機の設置をし、手術の前日に猫を愛護センターに搬入し、センターに提出します。野良猫の去勢手術をした後は、地域住民により猫を引き取り地元に戻します。これを地元住民ができない場合は、原則は搬入、搬送は地域住民で行うことになっておりますが、どうしても無理な場合は、愛護センターによる代理搬入、搬送をお願いすることができます。町民生活課でも、代理搬入、搬送はできますが、事前に愛護センターの許可が必要となります。

以上です。

○議長（渡辺 静男君） 橋詰議員。

○議員（1番 橋詰賀代子君） お聞きすると、手順とか段取りがいて、大変な作業だなと思うんですけども、本町に永山のほうにいのちのほうす保護家、またNPO法人ねこの会というのがありますが、ちょっとそれぞれの活動をどういうふうになっているのか教えてください。

○議長（渡辺 静男君） 町民生活課長。

○町民生活課長（徳原 典子君） 町内には2つの動物愛護団体がありますが、いのちのほうす保護家では、保健所等に保護された猫を引き取り、けがや病気の治療を受けさせたり、人なれのリハビリ等を行いながら、譲渡会等で新しい飼い主を探すという活動をしております。NPO法

人宮崎ねこの会の活動は、地域猫活動に関する啓発活動、捕獲の手伝いや方法についてのアドバイスが受けられます。地域猫対策事業の対象外となる猫の避妊、去勢手術の実施をいたします。これを主に活動しております。

以上です。

○議長（渡辺 静男君） 橋詰議員。

○議員（1番 橋詰賀代子君） ありがとうございます。いのちのはうす保護家さんに一度連絡を取ったことがあるんですけども、非常に忙しいようで、何かしょっちゅう「ここに猫がおるどうかしてくれ」って電話がかかってくるということでした。ここで話を聞いたんですけど、ここではそういったどうかしてくれということの対処はできないということで、そういった協力体制ができるのがNPOねこの会のほうだということ、今聞いてわかったんですけども。

今回、詳しく、まだまだ聞きたいことはいっぱいあるんですけども、猫をそういった地域猫として住ませるといふ言い方はおかしいかもしれないですけど、地域猫ということで認識すること、猫の嫌いな方もいたりして、地域によっては、「何で地域に猫がおらんといかん」とか、「猫をみんなで守っていかないかん」とかいう人、どういふふうにかつ猫の去勢とか手術をすれば分らんから、自分で捕まえて自分で実費を払ってその手術に連れて行ったという話も聞いたりしました。この実費で払ったということは、町が取り組むちょっと前の話でして、今回こういふ町のほうで地域を通してなんですけど、申請書を上げていただくと、費用もかからずに去勢手術とかしてくれということだということで、こういふことを多く猫好きな私としては、皆さん多くそういった猫を連れて行って、かわいい野良猫が増えないようにしていきたいなと思っております。

今回、話を伺って地域猫の活動というのは、行政、役場がやってくれる役場頼みではなく、地域が高い意識を持って取り組んでいく活動だということが分かりました。それを誰が積極的に進めていくのか、区長が全部やるとなると大変なことです。誰が調査して書類を作るのかなどははっきりしていないと、動いていかないような感じに思いましたので、そこは行政と地域住民が連携し合って、スムーズにそういった活動ができる組織というか体制づくりを、早急にできるように知恵を出していただきたいと思っております。

これで、私の一般質問を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（渡辺 静男君） これにて、橋詰賀代子君の一般質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩します。資料持ち込みのため、短時間ですが5分間の休憩といたします。再開は11時35分といたします。

午前11時29分休憩

.....

午前11時34分再開

○議長（渡辺 静男君） 休憩を閉じ再開いたします。

日程第2. 承認第7号

○議長（渡辺 静男君） 次に、日程第2、承認第7号「専決処分〔令和2年度国富町一般会計補正予算（第6号）〕について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

これから、承認第7号「専決処分〔令和2年度国富町一般会計補正予算（第6号）〕について」の採決を行います。本案は、これを承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、承認第7号「専決処分〔令和2年度国富町一般会計補正予算（第6号）〕について」は、これを承認することに決定しました。

日程第3. 認定第1号

日程第4. 認定第2号

日程第5. 認定第3号

日程第6. 認定第4号

日程第7. 認定第5号

日程第8. 認定第6号

日程第9. 認定第7号

○議長（渡辺 静男君） 日程第3、認定第1号「令和元年度国富町一般会計歳入歳出決算の認定について」、日程第4、認定第2号「令和元年度国富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第5、認定第3号「令和元年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第6、認定第4号「令和元年度国富町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第7、認定第5号「令和元年度国富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第8、認定第6号「令和元年度国富町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第9、認定第7号「令和元年度国富町水道事業会計剰

余金の処分及び令和元年度国富町水道事業会計決算の認定について」、この7件を一括して議題とします。

これから、各常任委員会の審査報告を求めます。初めに、総務厚生常任委員会の審査報告を求めます。総務厚生常任委員会委員長、飯干富生君。

○総務厚生常任委員長（飯干 富生君） それでは、総務厚生常任委員会についてご報告いたします。

ただいま議題となりました、認定第1号「令和元年度国富町一般会計歳入歳出決算」のうち、総務厚生常任委員会の所管する部門並びに認定第4号「令和元年度国富町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算」、認定第5号「令和元年度国富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」、認定第6号「令和元年度国富町介護保険特別会計歳入歳出決算」の4件について審査をいたしました。

審査に当たりましては、所管部門における執行部からの説明を受け、現地調査を含め慎重に審査を行いました。

採決の結果、いずれも賛成全員で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以下、審査の概要について簡潔に報告いたします。

はじめに、総務課について報告します。

まず、ガードレール設置工事のうち、杉の伐採に伴い施工が必要となった箇所についてただしたところ、工事を行った5箇所計213mのうち、靱木地区37m、平原地区78mの2箇所が伐採に伴い施工を行った箇所とのことでした。伐採により危険となった箇所については、安全性確保のためにも、早期に整備していただくよう要望しました。

次に、防災ハザードマップ作成業務委託について、313万3,302円の事業費で、1万部作成したとのことだが、住民がどのように活用することを想定しているのかただしたところ、国の直轄河川の浸水想定区域が平成28年度に発表され、県の土砂災害警戒区域の調査が平成30年度に終了したことから、令和元年度にハザードマップを作成した。このハザードマップにより、災害時にどこが危険区域であるかを確認するとともに、防災意識を高めるため活用してもらいたいと考えているとのことでした。

次に、備品購入費で購入したドローンの性能とその活用についてただしたところ、写真や動画の撮影機能を有するドローンを23万9,900円で購入したとのことでした。運用については、航空法の規定に基づき大阪航空局より飛行の承認を得て、広報紙用や災害現場の撮影を行っており、令和元年度の飛行回数は28回とのことでした。なお、飛行操作については、安全面なども考慮し、できるかぎり目視可能な範囲で運用しているとのことでした。

次に、企画政策課について報告します。

まず、地域公共交通実証実験委託料の実績についてただしたところ、デマンド型乗合タクシーの実証実験は、第一交通株式会社に委託し、9月から10月までの2か月間、須志田・靱木の2路線における70歳以上の高齢者と障がい者を対象として実施した。

登録者は36人、実利用者は17人で、延べ195回の乗車で1人当たりの乗車は11.5回の実績となり、実験後のアンケートでは、通院、買い物、路線バスへの乗り継ぎに利用され、利用しなかった方は、事前予約の手間や家族等の送迎があったことが主な理由でした。

今後、本格実施に向け、実証実験の結果を踏まえて、デマンド型乗合タクシー運行に関する対象者、運行時間帯、個人負担など様々な詳細設計について検討をしていくとのことでした。

次に、働く若者定住促進奨励金の実績についてただしたところ、次世代を担う若者定住を推進し、活気あふれるまちづくりを目的に、新築・中古・増改築による住宅取得は3年間で最大100万円、民間アパート等の家賃は3年間で15万円を奨励金として支援するもので、30年7月から開始し、元年度が2年目となる。

2か年分の元年度までの実績は、住宅取得が37件、家賃支援が3件の合計40件、定住された人数は大人が81人、中学生以下の子供が51人の合計132人が2年間で本町に移住・定住されたとのことでした。

また、中学生以下の子供1人につき5万円を加算することから、2年目申請時に新たに出生があった2世帯2人分の加算実績もあり、人口減少及び少子高齢化対策にもつながっているとのことでした。

次に、財政課について報告します。

まず、消防小型動力ポンプ積載車売却収入についてただしたところ、積載車5台を合計55万円で売却したとのことでした。また、公売の検討についてただしたところ、公売の検討は行っただが、他市町村でも積載車の公売による売却の事例がないこと、また複数の自動車販売業者に確認したところ、売却できる見込みがなく、逆に廃車費用が発生するとのことでした。結果、鉄くずとして売却するのが収入としても最も利益が上がることから、処分業者に売却したとのことでした。

次に、入札の執行状況についてただしたところ、昨年度は70件の指名競争入札を行い、全てにおいて予定価格を事前公表しているとのことでした。また、財務規則では、予定価格の60%以上の範囲内で最低制限価格を定めることができることになっていることから、工事及び委託の入札においては、その都度最低制限価格を定め、予定価格との範囲内で入札を行い、同額の入札があった場合には、くじにより業者を決定しているとのことでした。

次に、税務課について報告します。

夜間納税相談の実施についてただしたところ、夜間納税相談は、平成26年6月から行ってお

り、毎月第3月曜から水曜日までの3日間実施の日程を、令和元年度から現在の毎週水曜日実施の形に変更した。令和元年度は年間50日の開催で76名の相談があり、前年度相談者43名を大きく上回った。相談日を固定化したことにより、来庁計画が立てやすく、また、他のお客さんがいないので、落ち着いて相談できるなどのメリットもあるとのことでした。納税者の利便性を図ることで、さらに今後の徴収率アップに努めていただくよう要望しました。

次に、保健介護課について報告します。

まず、一般会計では、特定健診受診率の推移についてただしたところ、受診率は平成28年度までは順調に伸び41.8%となったが、28年度に人間ドックの申し込みが定員超過となったため、29年度からは対象を奇数年齢とした。2年に1回の受診としたことにより、29年度は受診率が低下したとのことでした。

その後、平成30年度及び令和元年度は受診勧奨の効果もあり、少しずつ受診率は伸びてきているとのことで、予防や病気の早期発見・早期治療のためにも特定健診を多くの方に受けていただくよう、今後さらなる受診率向上の取組を要望しました。

次に、不妊治療事業費補助金を申請した人の妊娠数についてただしたところ、令和元年度は13人の申請があり、そのうち8人が母子手帳の発行や出産につながっているとのことでした。

妊娠を希望する方たちの経済的な負担軽減を図るためにも、継続実施を要望しました。

次に、国民健康保険事業特別会計では、県広域化後の現状をただしたところ、平成30年度からの広域化により、保険税決定時の医療費推計事務等が削減され、財政的には歳出の65.6%を占める保険給付費の全額が、県保険給付費等交付金の普通交付金で賄われるため、医療費の支払いに不足することなく安定している。しかしながら、保険税軽減の財源に充てていた繰越金が、平成30年度の約1億9,200万円から令和元年度は約937万円と大きく減少する等、総体的には弾力性のない財政状況になったとのことでした。

また、県補助金、特別交付金の詳細をただしたところ、特別交付金には、保険者努力支援交付金分、特別調整交付金分、県2号繰入金分、特定健診当負担金分があり、保険者努力支援交付金分は、特定健診受診率や収納率の向上、医療費適正化の取組といった保険者の努力に対するインセンティブ交付金であり、特別調整交付金分は糖尿病性腎症重症化予防事業と若年層特定健診事業の費用分である122万3,000円と、その他特別事情分である243万7,000円が交付されたものである。県2号繰入金分は、特別調整交付金分などで算定することのできない必要額を補助するものであるとのことでした。

次に、後期高齢者医療特別会計では、後期高齢者医療制度の経緯と保険料の推移についてただしたところ、後期高齢者医療制度は平成20年4月に、旧老人保健制度に代わり新設された制度で、高齢者医療を社会全体で支える観点から、75歳以上について、現役世代からの支援金と公

費で医療費の約9割を賄う制度である。医療費の1割分を担う保険料は均等割と所得割で算定され、経過措置として保険料軽減特例がなされてきたが、世代間、世代内の公平を図り能力に応じた負担を求める観点から、段階的に縮小されている。令和元年度は、9割や8.5割の軽減率であった均等割が基本8割軽減になり、決算保険料の増額につながっているとのことでした。

次に、介護保険特別会計では、介護保険住宅改修費支給の内容及び一般会計の経済・生活支援対策事業の住宅リフォーム補助金との併用についてただしたところ、介護保険の住宅改修費は、要介護認定を受けている方の状態に応じたケアプランに基づき、手すりの取り付けや、段差解消などの小規模な改修に対して20万円を上限に利用者負担分を除いた金額が支給されるとのことでした。なお、一般会計の住宅リフォーム補助金との併用については、それぞれ制度要件に適合し、区分が明確にできる改修であれば可能であるとのことでした。

次に、高齢者世帯の訪問の事業状況についてただしたところ、この事業は地域支援事業の中の包括的支援事業の1つとして、地域包括支援センターに委託して実施しているものであり、64名の訪問員が各地区で活動され、昨年度の訪問対象者は462人であった。年3回（7月、11月、3月）訪問し、高齢者の安否確認、悩みや健康状態などの聞き取りを行い、必要に応じて関係機関に情報をつないで、安心・安全な生活が継続できるよう連携しているとのことでした。

次に、福祉課について報告します。

まず、障がい児に対する障害福祉サービスの利用状況と、町内に事業所があるのかただしたところ、主なサービスは2つあり、多い月で児童発達支援事業では7名、放課後等デイサービスについては40名の利用がある。事業所については、児童発達支援事業所は町内にはなく、全員が宮崎市の事業所を利用されており、放課後等デイサービスは、町内の2事業所及び宮崎市の事業所を利用しているとのことでした。

次に、結婚新生活支援事業費補助金の対象要件と、婚姻件数に関して実績が2組と少ないが、どのように周知を図っているかただしたところ、本町の支給要件は国の地域少子化対策重点推進事業実施要領に準じたもので、対象要件は婚姻届出日に夫婦とも34歳以下で、夫婦の合計所得340万円未満が条件であることから、該当者が少ない。また、この制度については、町民生活課窓口においてチラシを配布しているほか、ホームページや広報紙により周知を図っているとのことでした。

次に、町民生活課について報告します。

エコクリーンプラザみやぎ不動産鑑定評価負担金3万7,814円の内容についてただしたところ、県の公共関与終了に伴い、公益財団法人宮崎県環境整備公社は解散する。その後、新たな運営体制へ移行し、地方自治法252条の14第1項の規定に基づき事務の委託となる。

平成29年9月19日締結の確認書及び平成30年11月1日締結の確認書により、宮崎市が

全ての参画団体が所有する土地について適正な価格で購入すると定めている。

購入する際の適正な土地の価格を算出する根拠として鑑定評価を行い、その負担分を支出したものであるとのことでした。

エコクリーンプラザみやざきに係る不動産鑑定評価委託料の合計額9万2,800円をエコクリーンプラザみやざき新運営体制検討委員会設置要綱第6条に基づき、均等割5%、ごみ量割95%で算出した結果、国富町は3.85%の負担となり、負担金3万7,814円を支出したとのことでした。

現在、環境整備公社所有の持ち分を含め参画市町村で協議を行っており、令和元年度に実施した鑑定評価額と、令和3年度の購入額を同額とするかどうかについて協議中とのことでした。

最後に会計課について報告します。

基金運用収入についてただしたところ、財政調整基金など11の基金を運用しており、預貯金の利息、国債の利払い及び国債の売却益の合計1,181万4,590円の収入があり、一括運用の基金残高に応じて按分し、一般会計852万4,590円、国民健康保険239万円、介護保険90万円が基金運用収入とのことでした。

今後とも、適切な基金運用がなされるよう要望しました。

以上、審査の概要を申しあげました。最後に今回の委員会決算審査において、ご協力いただいた関係職員の皆様にお礼を申しあげます。年度途中で平成から令和へと元号が変わりました。この記念すべき年に国富スマートインターチェンジが開通し、防災行政無線がアナログ放送からデジタル通信に移行、し尿・浄化槽汚泥の前処理施設運用開始、子供の医療費完全無料化など、町民の暮らしに直結する生活環境整備が大きく進みました。

また、人口減少対策の若者定住促進事業は着実に成果を上げており、この施策に合わせた若者向けの住宅着工件数の伸びを実感しているところです。

この手応えを糧に、全職員の英知を結集して、町民の幸福度アップを追求していただきますようお願いしまして、総務厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（渡辺 静男君） ここで、暫時休憩といたします。次の開会を1時5分といたします。

午前11時54分休憩

.....

午後1時03分再開

○議長（渡辺 静男君） 休憩を閉じ、再開いたします。

次に、文教産業常任委員会の審査報告を求めます。文教産業常任委員会委員長、津江一秀君。

○文教産業常任委員長（津江 一秀君） それでは、文教産業常任委員会について、ご報告いたします。

ただいま議題となりました、認定第1号「令和元年度国富町一般会計歳入歳出決算」のうち、文教産業常任委員会の所管する部門並びに認定第2号「令和元年度国富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算」、認定第3号「令和元年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算」、認定第7号「令和元年度国富町水道事業会計剰余金の処分及び令和元年度国富町水道事業会計決算」の4件について、審査をいたしました。

審査に当たりましては、極めて厳しい社会情勢の現状を踏まえた上で、財政投資の効果はどうであったか、また、限られた経費の中で最大の効果を上げる努力がなされているかなどに観点を置き、事業継続の必要性、問題点に留意しながら、現地調査を含めた詳細な説明を求め、慎重に審査を行いました。

採決の結果、いずれも賛成全員で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以下、審査の経過と結果について報告いたします。

初めに、農林振興課について報告します。

森林環境譲与税の概要と決算状況についてただしたところ、森林環境譲与税は、市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などに関する費用に充てることとされている。令和元年度、本町に譲与された森林環境譲与税額は、485万5,000円であり、森林環境譲与税基金条例を制定し、一旦全額を積み立てている。森林環境譲与税を財源とした事業は、町有林作業路の補修に70万円の基金繰入れを行い実施し、残りは、間伐などの森林整備や、木材利用の促進や普及啓発に充てるため、基金管理しているとのことでした。

今後、木材利用の促進や普及啓発の一環として、園児・児童を対象とした木工教室などの木に触れる事業の実施を要望しました。

次に、農地整備課について報告します。

まず、県営農業用河川工作物応急対策事業負担金についてただしたところ、平成30年度から同事業で実施している木森井堰の整備に対する負担金で、令和元年度は事業費5,870万円の5%に当たる293万5,000円を町が、3%の176万1,000円を地元が負担している。木森井堰は、老朽化に伴うパイピング現象によりエプロン直下の護床ブロックが陥没するなど、河川工作物としての構造が不十分であるとの指摘を、河川管理者である国土交通省より受けたため、遮水矢板による対策工事を県営事業で実施しているとのことでした。

次に、土地改良事業積算システム借上料についてただしたところ、農林水産省所管の各種事業及び農地・農業用施設災害復旧事業等における設計金額の積算を行うための借上料で、県内で統一された単価や、諸経費をシステム化した標準積算システムの使用料が87万1,727円、標準積算システム用機器の賃借料が12万2,080円で、宮崎県土地改良事業団体連合会と契約を締結し、ノートパソコン2台とプリンター1台を運用しているとのことでした。

次に、都市建設課について報告します。

まず、E T C車載器設置費補助金についてただしたところ、国富スマートインターチェンジの利用を促進するため、E T C車載器を購入、設置する方に対して、5,000円を上限に補助したもので、平成30年10月より実施しており、平成30年度は86件、43万円の補助金を交付している。令和元年度は、当初予算で150件分を計上していたが、予想を超える申請があり、12月補正予算及び予備費を充用して、3月末までに申請のあった287件、143万5,000円の補助金を交付し、最終的に373件、186万5,000円の実績となったとのことでした。

次に、国富スマートインターチェンジの日当たりの交通量についてただしたところ、計画では、供用開始後の日当たり交通量800台、10年後の日当たり交通量を900台と予測していたが、開通から令和2年3月末までの日当たり交通量が平均903台、4月から7月末までの日当たり交通量が平均674台、開通から7月末までの累計では日当たり交通量が平均810台となっており、新型コロナウイルス感染症による移動制限の影響も受けている状況ではあるが、多くの方に利用していただいているとのことでした。

次に、上下水道課について報告します。

まず、公共下水道事業特別会計について報告します。

前処理施設建設についてただしたところ、地方創生汚水処理施設整備推進交付金を活用し、平成29年度から3か年をかけた事業であり、令和元年度の事業費は6億3,264万円で、前処理施設の土木・建築工事、機械・電気計装設備工事、配管工事等を施工し、令和2年3月に完成した。施設概要は、鉄筋コンクリート造り、地下1階、地上2階、延床面積1,128m²。全体事業費は8億2,944万円で4月から供用開始して順調に稼働しているとのことでした。

次に、水道事業会計について報告します。

有収率の向上への取組についてただしたところ、令和元年度5.8ポイントの有収率が向上した主な要因は、向陽の里への配水管からの漏水を修繕したことであるとのことでした。また、旧規格ポリエチレン管の漏水が多発しているため、漏水箇所のみではなく、量水器までの給水管全体の更新やエリアを選定した給配水管布設替えに取り組んだとのことでした。

次に、教育総務課について報告します。

まず、大型モニターの活用についてただしたところ、各教室に設置している大型モニターは、実物投影機などから写真・グラフ・図などを投影し、視覚的に興味、関心を引くことで、効果的な授業を行うことができるとのことでした。また、令和元年度に設置した無線LANアクセスポイントを使って、タブレットなどから大型モニターに投影できるようになり、教科書からのQRコードの読み込みも可能になった。これからも適切に活用し、学習活動の充実を図っていくとのことでした。

次に、教育研究センターの概要についてただしたところ、各小中学校から推薦を受け、7名を研究委員に委嘱しており、月2回午後5時から2時間程度研究会を実施しているとのことでした。平成30年度までは、「教えて考えさせる授業」をテーマに、授業のあり方について研究していたが、令和元年度からは、新しい時代を生き抜く子供たちに、ふるさとを基盤としながら自己実現を図り、職業的にも社会的にも自立する力を育てる「キャリア教育の充実」をテーマに掲げ、研究をスタートさせたとのことでした。

次に、社会教育課について報告します。

まず、町立図書館の蔵書数及び利用状況についてただしたところ、令和元年度の新規購入数は2,275冊で、令和2年3月末時点での蔵書数合計は10万4,409冊とのことでした。また、来館者数は4万6,741人であり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、3月の図書館利用を図書の貸出しに限定したことにより、前年度と比較して4,761人減少したとのことでした。

町民の憩いの場としての図書館の需要は高いと思われるので、今後も町民が気軽に利用できる図書館の環境づくりについて要望しました。

次に、体育館照明設備リース料で整備した本庄東部体育館のLEDへの更新で、どれだけの効果があったかただしたところ、電気料で比較すると、設置前の平成29年度では年間24万9,631円であったが、設置後の令和元年度では11万1,981円になり、総額で13万7,650円、月平均で1万1,471円が節減され、利用者からも「大変明るく使いやすくなった」との評価を頂いているとのことでした。

最後に、学校給食共同調理場について報告します。

まず、廃棄物処理業務の委託先について、また残菜等の生ごみは、どのように処理されているかをただしたところ、業務は株式会社宮崎環境保全公社に委託しており、生ごみはクリーンセンターで処理され、堆肥として活用されているとのことでした。

次に、学校給食保護者負担軽減対策補助金の内容についてただしたところ、保護者の負担軽減及び地元食材の普及促進を図るための補助金で、年間の給食食数に1食当たり、小学生48円、中学生49円を乗じた合計金額1,314万8,006円から、農林振興課所管の地産地消対策学校給食食材購入費199万9,813円を差し引いた1,114万8,193円が補助額となる。このように、給食費は平成12年度から値上げすることなく、保護者の負担軽減を図りながら、地元食材をふんだんに使用した給食が提供されているとのことでした。

以上、審査の概要を申しあげました。

最後に、本委員会の審査に当たり、ご協力いただきました関係各課の職員の皆様にお礼を申しあげます。

依然として財政が厳しいことには変わりはありませんが、最小の経費で最大の効果が上がるよう、町民福祉向上のため、職員の皆様のなご一層のご努力をお願い申しあげ、文教産業常任委員会の所管についての審査報告といたします。

○議長（渡辺 静男君） これから、委員長報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。河野議員。

○議員（8番 河野 憲次君） それでは、認定第1号「令和元年度国富町一般会計歳入歳出決算の認定」につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の決算につきましては、平成から令和と新しい年号の下、今日の厳しい財政状況の中で、本町の予算において効力的に運用されているかを確認してみると、歳入総額9億4,371万9,766円に対して、歳出総額は9億2,417万7,732円の決算で、実質収支額は2億8,844万2,034円の黒字額となり、その中から財政調整基金に1億4,500万円を積み立てることができる黒字決算であることを確認したところであります。

以上の決算において、まず歳入決算の状況を見ると、構成比率では、依存財源が65.9%、自主財源が34.1%となっております。

依存財源の24.1%は国の地方交付税によるもので、自主財源の23.3%は町税、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税であり、平成30年度と比較してみると6,392万1,000円の増額となっておりますことを確認したところであります。

この結果は、現在の、ご承知のとおり経済状況が厳しい状況で、いかに日頃税務課職員の方々の努力の結果であることを確認し、高く評価するとともに、ここに敬意を表すものであります。

次に、歳出決算額は9億2,417万7,732円の状況で、議会をはじめとする11部門の中で、特に次の1点について述べたいと思います。

超高齢化社会の到来により、急激な人口減少に歯止めが利かず、県内の市町村の中で、数十年後には消滅する市町村に含まれているとの報道がされた経緯があります。

町長の説明書の冒頭にありましてとおり、最重要課題であると、人口減少対策に取り組み、若者定住促進奨励金事業という名称で、支援金600万円を元に、中学生までの医療費完全無料化、ひとり親世帯の子ども子育て支援など、政策の推進により、また新築、中古、家賃に対する支援の結果、31件の、人口104人に転入があり、そのうち、中学生以下が40人との結果を確認したところであります。

この事業を強力に推進するためには、現在の環境は、本庄橋が19日の朝5時から6時の間、開通ということであり、スマートインターチェンジ太田原交差点からの吉野県道への接続、生目の杜の市郡医師会病院の移転と、すばらしい環境であり、さらなる推進を期待するものであります。

そのほか、主な投資的経費では、農業技能実習生宿舎整備事業、宮王丸西線の二次工事、防災行政無線整備事業、小中学校空調設備設置工事など40事業と、住みやすいまちづくりの成果を確認したところであります。

さて、新型コロナウイルス感染は、本県にも9月15日現在365人で、国富町9人の感染者数となっており、いつ我が身かと思う今日であります。町においては、いち早くテイクアウトなど、飲食業者に対する手厚い補助がなされたところであります。現在の経済状況では、なかなか元に戻ることは困難であると思うところであります。

報道によりますと、コロナ関係に従事した宮崎市の保健所の職員の7月の残業時間は、5人の平均が162時間となっており、過労死ライン月100時間との報道がありました。本町においても9の方が感染されており、これに関係される保健介護課の坂本課長をはじめとする19名の職員、その他、関係される職員の方々も、十分健康に留意されるよう業務に当たってほしいと思います。まず健康が大事であります。

町長に要望いたします。感染者に対する対応はもちろん、担当される職員の方の健康面もお願いし、私の賛成討論とさせていただきます。

また、さきの台風10号に伴いまして、避難所設置、501人の避難者の対応、消毒、検温など、ご苦労いただきました職員の皆様に改めて感謝を申し上げます。

○議長（渡辺 静男君） ほかに討論はございませんか。福元議員。

○議員（9番 福元 義輝君） それでは、令和元年度決算認定に関する討論について、一般会計決算について認定すべきであるという立場から討論をいたします。

ただいま討論がありましたが、別な観点からでもいろいろと申し上げてみたいと思います。

その前に、副町長のお母さんのご逝去されたことに対しまして、心からお悔やみを申し上げます。

それでは、地方自治において厳しい財政環境の中です。町当局は自主財源をはじめ、依存財源確保に最大限努力された、歳出においても管理経費の節減に努力されたことが随所に見られました。

まず、歳入についてであります。

自主財源に重要とされる町税収納確保に、努力の成果が特に見られました。

まず町税収を見ると、前年度は21億5,870万円でしたが、本年度は22億2,270万円

となり、7,000万円の増収になっております。

その中で、未収金については、前年度が6,619万8,000円でありましたが、6,373万8,000円となり246万円減額されております。町税収のこの欠損処理についても、前年度は1,079万4,000円でありましたが、377万1,000円となり700万円少なくなったことであります。

固定資産税収については、前年度12億9,079万円でありましたが、今年度は13億1,086万7,000円となり2,406万円の増収実績であります。

固定資産税収の不納決算については、前年度は603万3,000円でありましたが、今年度は206万8,000円になり415万円不納決算損が減額をされております。

このように、町税収の実績を見ると、税の公平性を確立するため、徴収努力が、職員の皆さん方が一生懸命頑張られた成果だと捉えております。

その他の税収を見ますと、堆肥売買収入が前年度805万5,000円だったものが、僅かではあります。23万5,000円増収されております。

ふるさと納税についても、前年度5,399万円が7,171万円となって1,771万円の増収になっております。

さらに、基金運用収益が的確な相場の判断能力を生かし、前年度よりも、これは一般会計だけを見ましたときに478万5,000円多い829万4,000円が努力の成果と見ております。

歳出面では、国庫支出金はもとより、国庫補助金制度をフル活用し、地方創生に関することや社会資本整備交付金を運用した道路、橋梁、側溝改修など、生活環境整備に、住民の要望を満たすため努力の成果が見られました。

中でも、多面的機能交付金活用の事業については、国、県と合わせると4,505万1,000円の交付金に対しまして、一般財源から1,500万円補填をされ、その投資的効果は町内各地域の農業施設の維持向上に使われたわけでありまして、高齢化した農村の環境を守るための経済的効果が最大限に発揮されております。

その他、ソフト面では、人口減少対策、若者定住促進事業の継続的努力の成果として、31件、104人が新たに移住定住していることであります。

子育て支援策にも力点を置かれ、国庫補助金を活用した保育園の改築も実現され、大変すばらしい環境で育つ幼児の姿を見ると、頼もしい限りでありました。

歳出面では、小さなことかとも思っておりますが、全体的歳出の中で、消耗品や郵便料の管理節約によりまして、各課の不用額が多いことに気づいたわけでありまして、経費節減努力の結果と思っておりますが、その結果、年度末3,699万6,000円の積立金が生じた原因にもなるんではないかと思っております。

前年度決算繰越残のうち、地方財政法に基づいた財政調整基金積立額9,600万円と、年度途中に積み立てた金額と合わせると1億3,299万6,000円の本年度積立てができていないことは、少なくとも管理経費節減の成果もあると分析をいたしているところであります。

町長は、町民の小さな声にも耳を傾け、住民に寄り添った事業で、住民から喜ばれている経済効果も見られてきました。何といても、町長の最大目標は、財政の健全化、努力目標でした。昨年度の実質単年度額を見ますと4億1,600万円の赤字決算でありましたが、今年度決算では1億7,470万円に赤字が減額をしていることで、財政の健全化に近づけようと、細心の注意を払われたのが本年度決算であり、また成績書でもあると思っております。

今後、新型コロナウイルスと経済を両立させる、させなければならない厳しい状況であります。職員の皆さんのすばらしい頭脳を結集されまして、長期的に立った魅力あるまちづくりに努力をされることをお願いいたしまして、賛成討論といたします。

終わります。

○議長（渡辺 静男君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） これにて討論を終了します。

これから、認定第1号から認定第7号までの7件について、それぞれ採決を行います。

お諮りします。認定第1号「令和元年度国富町一般会計歳入歳出決算の認定について」の委員長報告は、原案を認定するものであります。この決算は委員長報告のとおり原案を認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、認定第1号「令和元年度国富町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

お諮りします。認定第2号「令和元年度国富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の委員長報告は、原案を認定するものであります。この決算は委員長報告のとおり原案を認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、認定第2号「令和元年度国富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

お諮りします。認定第3号「令和元年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の委員長報告は、原案を認定するものであります。この決算は委員長報告のとおり原案を認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、認定第3号「令和元年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

お諮りします。認定第4号「令和元年度国富町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の委員長報告は、原案を認定するものであります。この決算は委員長報告のとおり原案を認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、認定第4号「令和元年度国富町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

お諮りします。認定第5号「令和元年度国富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」の委員長報告は、原案を認定するものであります。この決算は委員長報告のとおり原案を認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、認定第5号「令和元年度国富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

お諮りします。認定第6号「令和元年度国富町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の委員長報告は、原案を認定するものであります。この決算は委員長報告のとおり原案を認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手多数と認めます。したがいまして、認定第6号「令和元年度国富町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

お諮りします。認定第7号「令和元年度国富町水道事業会計剰余金の処分及び令和元年度国富町水道事業会計決算の認定について」の委員長報告は、原案可決及び認定するものであります。この剰余金の処分及び決算は委員長報告のとおり原案可決及び認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手多数と認めます。したがいまして、認定第7号「令和元年度国富町水道事業会計剰余金の処分及び令和元年度国富町水道事業会計決算の認定について」は、原案

可決及び認定することに決定しました。

日程第10. 議案第33号

○議長（渡辺 静男君） 日程第10、議案第33号「令和2年度国富町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号「令和2年度国富町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、議案第33号「令和2年度国富町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」は原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第34号

○議長（渡辺 静男君） 日程第11、議案第34号「令和2年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

これから議案第34号「令和2年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、議案第34号「令和2年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第35号

○議長（渡辺 静男君） 日程第12、議案第35号「令和2年度国富町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕。

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号「令和2年度国富町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第35号「令和2年度国富町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第36号

○議長（渡辺 静男君） 日程第13、議案第36号「令和2年度国富町水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第36号「令和2年度国富町水道事業会計補正予算（第1号）について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第36号「令和2年度国富町水道事業会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第38号

○議長（渡辺 静男君） 日程第14、議案第38号「国富町税条例の一部を改正する条例につ

いて」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第38号「国富町税条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第38号「国富町税条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第39号

○議長（渡辺 静男君） 日程第15、議案第39号「国富町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第39号「国富町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第39号「国富町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第40号

○議長（渡辺 静男君） 日程第16、議案第40号「国富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第40号「国富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第40号「国富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第41号

○議長（渡辺 静男君） 日程第17、議案第41号「国富町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第41号「国富町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第41号「国富町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第18. 同意第4号

○議長（渡辺 静男君） 日程第18、同意第4号「固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

これから、同意第4号「固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて」の採決を行います。本案はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、同意第4号「固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて」は、これに同意することに決定しました。

日程第19. 同意第5号

○議長（渡辺 静男君） 日程第19、同意第5号「固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

これから、同意第5号「固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて」の採決を行います。本案はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、同意第5号「固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて」は、これに同意することに決定しました。

日程第20. 同意第6号

○議長（渡辺 静男君） 日程第20、同意第6号「固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

これから、同意第6号「固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて」の採決を行います。本案はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、同意第6号「固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて」は、これに同意することに決定しました。

日程第21. 諮問第2号

○議長（渡辺 静男君） 日程第21、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

ここで、暫時休憩といたします。次の再開を2時5分といたします。

午後1時55分休憩

.....
午後2時04分再開

○議長（渡辺 静男君） 休憩を閉じ、再開いたします。

お諮りします。本件は、お手元にお配りしました意見のとおり、答申したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」は、お手元にお配りしました意見のとおり、答申をすることに決定しました。

日程第22. 諮問第3号

○議長（渡辺 静男君） 日程第22、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

ここで、暫時休憩します。

午後2時05分休憩

.....
午後2時06分再開

○議長（渡辺 静男君） 休憩を閉じ、再開いたします。

お諮りします。本件は、お手元にお配りしました意見のとおり、答申したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」は、お手元にお配りしました意見のとおり、答申をすることに決定しました。

日程第23. 発議第3号

○議長（渡辺 静男君） 日程第23、発議第3号「少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。文教産業常任委員会委員長、津江一秀君。

○文教産業常任委員長（津江 一秀君） ただいま議題となりました、発議第3号「少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2021年度政府予算に係る意見書」について、ご説明いたします。

本案につきましては、本定例会の文教産業常任委員会におきまして、慎重に検討しました結果、全会一致で意見書の提出を決定しました次第であります。

本意見書の要旨は、少人数学級を推進することと、具体的学級規模はOECD諸国並の豊かな教育環境を整備するため、30人以下の学級とすることや教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の割合を2分の1に復元するというものであります。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は重要であり、子供や若者の学びを切れ目なく支援して、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげることは必要であるとの観点から、別紙のとおり意見書を提出するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

[別紙]

発議第3号

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1
復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書（案）

新型コロナウイルス感染症対策として3月には全国で一斉臨時休校が行われた。また、4月以降も、再開する学校、休業が延長された学校、再休業に入る学校などがあり、学校現場は学びの保障や心のケア、感染症対策など教職員が不断の努力を続けている。

学校現場では、新学習指導要領への対応だけでなく、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保する事が困難な状況となっている。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置だけでなく抜本的な定数改善計画に基づき教職員定数改善が不可欠である。

義務教育費国庫負担制度については、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。

子どもの学ぶ意欲・主体的なとりくみを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備は不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政をすすめることができるように、下記の措置を講じられるように強く要請する。

記

- 1 計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月17日

宮崎県東諸県郡国富町議会議長 渡辺 静 男

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	安倍晋三様
内閣官房長官	菅義偉様
文部科学大臣	萩生田光一様
総務大臣	高市早苗様
財務大臣	麻生太郎様

○議長（渡辺 静男君） これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

これから、発議第3号「少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、発議第3号「少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書」は、原案のとおり可決されました。

日程第24. 発議第4号

○議長（渡辺 静男君） 日程第24、発議第4号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対する地方税財源の確保を求める意見書」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務厚生常任委員会委員長、飯干富生君。

○総務厚生常任委員長（飯干 富生君） ただいま議題となりました、発議第4号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対する地方税財源の確保を求める意見書」について、ご説明いたします。

本案につきましては、本定例会の総務厚生常任委員会におきまして、慎重に検討しました結果、全会一致で意見書の提出を決定しました次第であります。

本意見書の趣旨は、新型コロナウイルス感染症の拡大は甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いております。この中で、地方税、地方交付税の大幅な減少等により、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想されます。

このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためには、地方税、地方交付税等の一般財源総額の確保、充実を国に求めていく必要があるため、別紙のとおり意見書を提出するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

[別紙]

発議第4号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し 地方税財源の確保を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。
- 5 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月17日

宮崎県東諸県郡国富町議会議長 渡辺 静 男

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

内閣官房長官

経済再生担当大臣

まち・ひと・しごと創生担当大臣

○議長（渡辺 静男君） これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

これから、発議第4号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対する地方税財源の確保を求める意見書」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、発議第4号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対する地方税財源の確保を求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

日程第25. 議員派遣の件について

○議長（渡辺 静男君） 日程第25、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣については、国富町議会会議規則第124条の規定により、別紙のとおり派遣したいと思います。

なお、計画の一部変更などについては、議長に委任を願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

日程第26. 総務厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（渡辺 静男君） 日程第26、総務厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出については、会議規則第71条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、委員長から申し出がありましたので、お諮りします。

申し出のありました、総合開発計画、スマートインターチェンジ周辺施設整備、商工業活性化及び誘致企業対策、防災対策、感染症対策、交通安全対策、防犯対策、地域公共交通対策、地方創生と人口減少対策、法華嶽公園の管理・運営、国保事業、保健事業、後期高齢者医療事業、福祉事業及び廃棄物処理事業関係等、所管事務に関する事項につき、閉会中の継続審査及び調査す

ることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 異議なしと認めます。したがいまして、総務厚生常任委員会委員長の申し出は、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

日程第27. 文教産業常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（渡辺 静男君） 日程第27、文教産業常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出については、会議規則第71条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、委員長から申し出がありましたので、お諮りします。

申し出のありました、教育環境施設事業、口蹄疫対策、降灰対策、高病原性鳥インフルエンザ対策、農畜産物の生産・販路、農家の経営状況、森林・林業・木材産業施策の推進、綾川雑用水管理事業、公共施設等の耐震補強工事を含む改築工事、公共事業の推進、スマートインターチェンジ周辺整備促進及び上下水道事業等、所管事務に関する事項につき、閉会中の継続審査及び調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 異議なしと認めます。したがいまして、文教産業常任委員会委員長の申し出は、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

日程第28. 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（渡辺 静男君） 日程第28、議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出については、会議規則第71条の規定によりまして、お手元に配付をいたしました申出書のとおり、委員長から申し出がありましたので、お諮りします。

申し出のありました、議会の会期日程等議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項並びに議会活性化（議員報酬・議会基本条例等）に関する事項について、閉会中の継続審査及び調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 異議なしと認めます。したがいまして、議会運営委員会委員長の申し出は、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

日程第29. 議案第42号

日程第30. 議案第43号

○議長（渡辺 静男君） この際、追加議案の送付について、町長から通知がありましたので、

事務局長に朗読させます。事務局長。

○事務局長（中島 達晃君） それでは朗読いたします。

〔別紙〕

発国総第89号

令和2年9月17日

国富町議会議長 渡辺 静男 殿

国富町長 中別府尚文

追加議案の送付について（通知）

令和2年国富町議会第3回定例会に、別紙の議案（追加分）を送付します。

- 1 議案第42号 財産の取得（令和2年度小学校タブレットパソコン購入）について
- 2 議案第43号 財産の取得（令和2年度中学校タブレットパソコン購入）について

以上であります。

○議長（渡辺 静男君） お諮りします。議案第42号「財産の取得（令和2年度小学校タブレットパソコン購入）について」及び議案第43号「財産の取得（令和2年度中学校タブレットパソコン購入）について」を議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 異議なしと認めます。したがいまして、日程第29、議案第42号「財産の取得（令和2年度小学校タブレットパソコン購入）について」及び日程第30、議案第43号「財産の取得（令和2年度中学校タブレットパソコン購入）について」を議題とすることに決定しました。

それでは、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中別府尚文君） それでは、ただいま議題となりました議案第42号及び議案第43号について、一括してご説明いたします。

まず、議案第42号「財産の取得（令和2年度小学校タブレットパソコン購入）について」は、西日本電信電話、富士電機ITソリューション、学教、南日本ネットワーク、行政システム九州、三保電機の6社を指名しましたが、行政システム九州、三保電機の2社が辞退しましたので、4社で競争入札を行いました結果、消費税込みの7,883万2,710円で西日本電信電話株式

会社宮崎支店が落札いたしました。

次に、議案第43号「財産の取得（令和2年度中学校タブレットパソコン購入）について」は、西日本電信電話、富士電機ITソリューション、学教、南日本ネットワーク、行政システム九州、三保電機の6社を指名しましたが、行政システム九州、三保電機の2社が辞退しましたので、4社で競争入札を行いました結果、消費税込みの4,029万2,274円で西日本電信電話株式会社宮崎支店が落札いたしました。

したがって、いずれも議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、提案するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺 静男君） 日程第29、議案第42号「財産の取得（令和2年度小学校タブレットパソコン購入）について」を議題とします。

これから質疑を許します。福元議員。

○議員（9番 福元 義輝君） この事業は非常に素晴らしい、子供にとってはこの上ない事業であろうと思っております。

で、特に新型コロナ感染防止にも役立つし、高度な知識の導入にもつながると思っておりますが、このタブレットは町の財産として、個人に、一人一人ずつ配付していくわけですね、一人一人にね。

その場合、子供に対しては、町からの、個人個人だからリースの形ですか。どういう形でされるのでしょうか。それはなぜ聞くかという、もし故障したりいろいろしたときに、メンテナンスは個人の責任なのかとか、いろいろ発生する部分もあろうかと思っております。その辺の解釈をひとつ聞かせていただきたいと思っております。

○議長（渡辺 静男君） 答弁を求めます。大矢教育総務課長。

○教育総務課長（大矢 雄二君） タブレット自体は今回購入をいたします。で、保証のことをおっしゃいましたが、今回、応用パッケージと言って、ソフトとか保証制度、こういうのも加味したパックをつけるんですが、それが5年保証となっております。だから、5年以内で修理が必要な場合はいつでも対応をしてくれますし、バッテリーの交換も一度はするようになっております。

以上です。（「貸与ですか」「そうです」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大矢 雄二君） 町が購入して、児童生徒に貸与するものであります。失礼しました。

○議長（渡辺 静男君） 福元議員。

○議員（9番 福元 義輝君） よく分かりました。耐用年数は大体どのぐらいであれですか、購入されているんですか。5年と言われたけど、それが耐用年数ということで判断していいんでしょうか。

○議長（渡辺 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大矢 雄二君） ICT関係の機材として、今コンピューター類もリースで導入しておりますけど、これが全て5年の契約でやっておりますので、今回のタブレットについても5年という期間で考えております。

以上です。

○議長（渡辺 静男君） 福元議員。

○議員（9番 福元 義輝君） 一応5年の期間で、傷んだときは責任を取るという、きちんとしたそれは約束は取られているんですね、会社とのね。

○議長（渡辺 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大矢 雄二君） 今回の契約では、その本体の中に、先ほど言ったパッケージで入っていますので、5年間は保証されます。だからこの期間においては、そういう修理については応じるようになっております。よろしいですか。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺 静男君） ほかに。橋詰議員。

○議員（1番 橋詰賀代子君） 個人に、一人一人の貸与ということなんですけれども、これは家に持って帰っても使えるということと聞いておりますが、家ではWi-Fiとかなないと使えないんじゃないかと思うんですけれども。その辺は、みんながみんな家で使えるということじゃないかと思うんですけれど、よろしくお願いします。

○議長（渡辺 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大矢 雄二君） 今回のタブレット導入は、家庭でのそういうオンライン授業、こういうことにも対応する形になっております。で、今おっしゃったんですが、家庭のWi-Fi、インターネット環境ですね、これについて調査をしております。

今後、オンライン授業がどこの家庭でもできるようにする必要がありますので、状況を見ながら研究をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡辺 静男君） よろしいですか。ほかございませんか。武田議員。

○議員（3番 武田 幹夫君） 端末について、ちょっとお尋ねいたします。

GIGAスクール構想の一環として端末を借りているわけですが、このGIGAスクールとなれば、やっぱり学校と自宅とネットで結んで授業をやったりとか、それが最終目的であると思いますが、その中でカメラの設置が、前にあるのか後にあるのか両方ともあるのか、ちょっとその

説明をちょっとお願いいたします。

○議長（渡辺 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大矢 雄二君） 今回、導入に当たっての仕様といたしまして、カメラ機能が内側、外側についております。内側のカメラにつきましては、当然オンライン教育ができるように、使用する者の姿が映るようになっております。そして外側のカメラについては、写真とか動画が撮影できるようになっておりますので、校外活動での活用もできると考えております。

以上です。

○議長（渡辺 静男君） 武田議員。

○議員（3番 武田 幹夫君） 先ほど緒方議員の一般質問で、パソコンとかタブレットを見る時間帯が多くなっているということでお話を聞いて、このパソコンから出るブルーライトってあるんですね。この目を痛めるブルーライトなんですけど、これがWindows 10以降は、簡単に設定ができるようになってるんですね。ですから、子供の目を守るためにも簡単にできま
すから、ブルーライトの設定だけは忘れないようにしていただきたいと思います。

以上、要望としてお願いいたします。

以上です。

○議長（渡辺 静男君） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） これにて質疑を終結します。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なし認めます。

これから、議案第42号「財産の取得（令和2年度小学校タブレットパソコン購入）について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、議案第42号「財産の取得（令和2年度小学校タブレットパソコン購入）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第30、議案第43号「財産の取得（令和2年度中学校タブレットパソコン購入）について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第43号「財産の取得（令和2年度中学校タブレットパソコン購入）について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、議案第43号「財産の取得（令和2年度中学校タブレットパソコン購入）について」は、原案のとおり可決されました。

————— . ————— . —————

○議長（渡辺 静男君） 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。よって、令和2年国富町議会第3回定例会を閉会します。お疲れさまでございました。

午後2時36分閉会

—————

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年 9月17日

議 長 渡辺 静男

署名議員 飯干 富生

署名議員 河野 憲次

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年 月 日

議 長

署名議員

署名議員